(案)

平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見

平成 25年 1月

政策評価 · 独立行政法人評価委員会

「平成 24 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって(案)

平成25年1月21日 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素之

- 1. 本日、当委員会は、平成24年度末に中期目標期間が終了する26の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
- 2. 当委員会は、独立行政法人評価制度における中立・公正・客観性を担保する第 三者機関として、対象 27 法人の主要な事務・事業についての徹底的な見直しを 行うとともに、平成 23 年度における業務の実績に関する評価結果等に対する政 府横断的な評価を行いました。
- 3. その結果、今回の「勧告の方向性」では、事業等の廃止・重点化や具体的な目標設定・成果検証等による法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し、事務・事業の縮減等を踏まえた組織・人員の合理化など業務実施体制の見直し等の指摘をしております。

また、各法人に共通する事項として、内部統制の充実・強化、運営費交付金債 務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定等の指摘も行っております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営に大きく寄与するものと確信しております。

4. さらに、二次評価意見については、内部統制の充実・強化に向けた取組の促進 などについての指摘を行うとともに、保有資産の見直し、評価指標の妥当性等に 関する指摘を行っています。 当委員会としては、各府省の評価委員会において、今般の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

- 5. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。
- 6. 最後に、独立行政法人がその使命を的確に遂行していくためには、国民の皆様の監視と御理解とが不可欠であります。当委員会としても、厳しい財政事情も踏まえつつ、独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスが提供されるよう、今後とも積極的な活動を行ってまいる所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

# 目 次

平成 23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する 評価の結果等についての意見(案)

# 目次

Ι	独立行政法人、	日本私立学校振興	• 共済事業団
	(助成業務)及	び日本司法支援セ	ンター

内閣府独立行政法人評価委員会····· 各府省所管法人共通····· 国立公文書館·····	1 3 4
総務省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9 10
外務省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16
(国際協力機構、国際交流基金) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 19 21 22 23
文部科学省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27 29 31 31 31 32
厚生労働省独立行政法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33 35 37 37 38 39 39

年金・健康保険福祉施設整理機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
年金積立金管理運用独立行政法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、 国立国際医療研究センター、国立長寿医療研究センター··········	41
	71
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (労働政策研究・研修機構) ······	43
(万) 到以宋明九 " 明 修(成件)	40
農林水産省独立行政法人評価委員会·····	45
	47
農林水産消費安全技術センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
種苗管理センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
家畜改良センタ <i>ー</i> ····································	50
	50
農業生物資源研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
農業環境技術研究所· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
级这产类少猫立行政注入预压系昌令	55
	57
谷府省所官法人共通····································	
新エベルヤー・産業技術総占開光機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50 50
日報を注記を 石油天然ガス・金属鉱物資源機構· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	60
中小企業基盤整備機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	
(日本貿易保険)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
国土交通省独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63
各府省所管法人共通·····	65
	67
海技教育機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	68
	69
鉄道建設・運輸施設整備支援機構······ 空港周辺整備機構····································	69 70
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見	70
中朔日保朔間にありる未務の美積に関する計画の結果についての息兄 (自動車事故対策機構、住宅金融支援機構)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
環境省独立行政法人評価委員会······ 各府省所管法人共通······	73
各府省所管法人共通·····	75
原之书担制委员会独立行政法人预伍委员会	77
原子力規制委員会独立行政法人評価委員会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
共进事項····································	
	00
中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見 (原子力安全基盤機構)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(原丁刀女王奉笽版件)	02
防衛省独立行政法人評価委員会·····	83
共通事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85
日本司法支援センター評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
共通事項····································	89

各	·府省評価委員会等に共通して送付する文書・資料····· <sup>(別紙2)</sup>	91
	(別概2) 独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会に おける評価 ····································	
	独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における 取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる、	99
	独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例············ (別紙6)	105
	自然災害等に関するリスクへの対応····································	109
	自然災害等の外部要因に起因するリスクに対する法人の自発的取組状況・・・	111
参	:考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133 133
П	国立大学法人及び大学共同利用機関法人	
玉	立大学法人評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

I 独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)及び日本司法支援センター

内閣府独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

内閣府独立行政法人評価委員会 委員長 山本 豊殿

> 政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成24年8月29日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成23年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における内閣府所管4法人(国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお

### り整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【国立公文書館】

・ 歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に 取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する 歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の 取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。

しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比べて低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。

今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価 を行うべきである。 総務省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

総務省独立行政法人評価委員会 委員長 森永 規彦殿

> 政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年9月7日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人(平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター)の平成23年度業務実績評価及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構の第1期中期目標期間の業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

# 平成23年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における総務省所管4法人(情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお

#### り整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

・ 貴委員会の評価結果をみると、郵便貯金管理業務に係る業務実績報告において、平 成23年10月及び11月に発覚した再委託先の管理者(郵便局長等)による犯罪について の記載がある中で、「重大な2案件については、詳細な事実関係、発生原因の分析、 犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について委託先及び再委託先に報告を求めた。 今年度新たに追加された事故再発防止策としては、内部通報制度の活用促進、「防犯 マンガ」の作成と配布、預かり証の存在の顧客への周知などがある」という事実と、 現金過不足事故件数について、「事故件数は、前年度304件から今年度185件に、約 40%減少した」こと等をもって、AA評定(中期目標を大幅に上回って達成)として いる。

しかしながら、委託先から提出された上記2案件の発生原因の分析においては、平成22年度に発生した同種の事故を踏まえて加えられた再発防止策が、必ずしも機能しなかった旨が報告されているが、これについて、評価結果においては、新たに追加された再発防止策についての記載はあるものの、これまでの再発防止策が機能しなかった理由及びそれに対する再発防止策の改善点までは言及されておらず、当該案件に関しては、本法人の有する業務委託者としての管理監督責任に対する評価が明確となっていない。

今後の評価において、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、 事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督 責任について厳格に評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

## 【郵便貯金·簡易生命保険管理機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 外務省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

外務省独立行政法人評価委員会 委員長 井口 武雄 殿

> 政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年8月23日付けをもって貴委員会から通知のあった「外務省所管の独立行政法人の平成23年度および第2期中期目標期間における業務実績の評価について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における外務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における外務省所管 2 法人(国際協力機構、国際交流基金)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

#### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお り整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

## (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層 厳格な評価を行う必要がある。

## (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【国際交流基金】

・ 本法人の自己収入の確保状況については、総額では実績が計画を上回っているものの、その内訳をみると、受託収入を除く運用収入、寄附金収入及びその他収入において実績が計画を下回っており、その理由として、平成22年度においても実績が計画を下回った理由と同様に、寄附金収入については昨今の厳しい経済危機情勢が、その他

収入については日本語能力試験受験者数の減少が挙げられている。

また、寄附金については、件数及び額ともに平成22年度の実績を下回っているが、 本法人は特定公益増進法人であり、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができる こと、寄附金は本法人が行う国際文化交流事業の原資ともなっていることから、積極 的な広報等を行うことによる受入れの拡大が望まれる。

しかしながら、貴委員会では、自己収入の拡大や寄附金の受入れ拡大のための取組 状況についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、評価指標である「自己収入の確保状況」及び「特定寄附金の受入れの状況」に照らし、自己収入の内訳ごとに、寄附金の受入れを始めとする 自己収入の拡大を促す観点からの評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

## 【国際協力機構及び国際交流基金】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 財務省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会 委員長 牟田 博光殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年9月10日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保する ためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極 的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における財務省所管7法人(酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

#### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお

#### り整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

#### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

## 【造幣局】

・ 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して20.1%削減と中期計画の目標である8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである」との評価に

とどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

・ 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、「研究開発計画にしたがって 実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加 工技術がある」との評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

・ 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度途中においても必要な 見直しを行うとともに、投資金額5千万円以上の案件については事後評価を実施し、 より一層効率的で効果の高い設備へ投資を行うよう取り組んでいる」等の評価にとど まっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、投資に至るまでの意思 決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明ら かにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

## 【国立印刷局】

・ 固定的な経費については、貴委員会の評価結果をみると、「人件費、販売費及び一般管理費等全般的に削減を進めた結果、前中期目標期間中の平均額(621 億円)に対して本中期目標期間中の平均額が11.2%削減と中期計画における目標である8.0%削減を上回って達成する見込みである」との評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

・ 研究開発については、貴委員会の評価結果をみると、会議・学会等での発表・参画 件数及び特許出願状況について「目標件数を上回る成果を挙げた」との評価にとどま っている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、研究課題の設定プロセスや事前・中間・事後の段階で行われている研究評価の実施状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。

・ 施設整備については、貴委員会の評価結果をみると、「事業収支や費用対効果等を 勘案し、設計仕様、価格の妥当性、調達方法、スケジュールなどを検討するとともに、 必要に応じ計画内容を適正に見直している」等の評価にとどまっている。

今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、投資に至るまでの意思 決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明ら かにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

#### 【住宅金融支援機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 文部科学省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

文部科学省独立行政法人評価委員会 委員長 門永 宗之助殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 23 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について (通知)」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における文部科学省所管24法人(国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務))の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載され

た監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を	②委員会等に監事	③監事監査報告書	④その他監事監査結
	求め意見聴取し、かつ、監	の出席を求め意見	の提供を受けて評	果を評価書、業務実
	事監査報告書の提供を受け	聴取	価	績報告等に記載
	て評価	(①を除く)	(①を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

## (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【国立文化財機構】

・ 講演会及びギャラリートークの参加者数については、中期計画において「参加者数 についてはその都度、目標を設定する」とされており、これまでの実績の推移からみ て、平成23年度計画の数値目標は大幅に下げて設定しているが、目標を設定した基準・根拠等が明らかとなっておらず、目標設定に対する妥当性についても言及されて いない。

今後の評価に当たっては、目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言 及した上で評価を行うべきである。

## 【宇宙航空研究開発機構】

・ 英語版サイトへのアクセス数については、中期計画において「平成19年度の実績と 比べて中期目標期間中に倍増を目指す」としているが、平成23年度のアクセス数の実 績は19年度の実績よりも低い値となっている。貴委員会の評価結果をみると、広報活 動全体に対する総合的な評価は行われているものの、アクセス数の倍増を目指すとし た目標が客観的に達成される見込みがないと考えられることについて、原因・理由を どのように分析したか明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、目標を達成する見込みがない項目について、その原因・ 理由を明らかにした上で、中期計画達成に向けた取組を促す評価を行うべきである。

#### 【日本芸術文化振興会】

・ 伝統芸能の伝承者の養成研修及ひ既成者研修の実施については、貴委員会の評価結果をみると、研修実績のうち年度計画を達成していない項目があるにもかかわらず、 それらの項目について、未達成の原因・理由をどのように評価したか明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした 上で、その妥当性について評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

#### 【科学技術振興機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 厚生労働省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会 委員長 猿田 享男殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「厚生労働省所管独立行政法人の平成23年度における業務の実績に関する評価の結果等の通知について」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における厚生労働省所管20法人(国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載され

た監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を	②委員会等に監事	③監事監査報告書	④その他監事監査結
	求め意見聴取し、かつ、監	の出席を求め意見	の提供を受けて評	果を評価書、業務実
	事監査報告書の提供を受け	聴取	価	績報告等に記載
	て評価	(①を除く)	(①を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

## (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層 厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【国立健康・栄養研究所】

・ 研究能力の向上のための措置については、現行の中期目標及び中期計画において具体的な目標が設定されておらず、平成 23 年度計画において「他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。」とされている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「若手育成型の科学研究費補助金 10件」及び「助成事業における外部資金4件」を獲得した実績について評価してい るが、これら補助金等の獲得件数を中期目標等の評価指標として設定してないことか ら、目標及び評価指標と実績との関連性が不明確となっている。

今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を 設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである。

・ 将来の研究人材の育成については、現行の中期計画及び平成 23 年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間 100 名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23 年度の業務実績報告書では「71 名」を派遣、「53 名」を派遣との記述のみとなっており、目標である 100 名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていない。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。

#### 【労働安全衛生総合研究所】

・ 本法人は、平成18年4月に旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所の統合により設立され、統合後のシナジー効果を発揮する観点から、第1期中期目標期間においては、法人統合による研究分野の融合や研究成果について評価・検証が行われており、現行中期目標及び中期計画においても、産業安全分野及び労働衛生分野それぞれの知見を活かした学際的な研究を積極的に実施するとしている。しかしながら、学際的な研究に関する実績が明らかにされておらず、評価結果にお

いても言及されていない。

今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである。

### 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

・ 離職者訓練業務の評価結果については、雇用・能力開発機構の廃止前の平成 23 年度上半期(23 年4月~9月)はA評定(中期計画を上回っている)となっているが、この評価結果を受けた本法人の年間の業務実績に対する評価結果ではS評定(中期計画を大幅に上回っている)となっており、主として現行の中期目標で数値目標として掲げている受講者の就職率が、最終的に中期目標期間中最高の 84.6%(上半期 82.8%)になったことを高く評価している。

一方、現行の中期目標及び中期計画において「その割合の向上に努めること」とされている就職者のうちの常用雇用者の割合(以下「常用就職率」という。)は69.5%と、過年度の実績に比べ必ずしも高いとはいえない状況にあるが、年度計画において評価の視点とされていないことから、評価結果ではこの状況について直接取り上げていない。

このように職業訓練業務(学卒者訓練を含む。)については、現行の中期目標において、就職率を評価の視点の一つとしているが、高度なものづくりに特化した訓練を実施することが本法人のミッションの一つであることを踏まえると、常用就職率を評価の視点に加えて評価することが妥当と考えられる。また、職業訓練の実施機関であるポリテクセンター及びポリテクカレッジの業績をより厳格に評価するために、定員充足率の実態や推移を正確に把握・分析することも有効と考えられる。

なお、評価結果では、全国のポリテクセンター及びポリテクカレッジの個別の業務 実績については評価の対象としていないが、地域ごとに産業の集積や雇用情勢等が異 なることを考慮すると、個別施設ごとの業務実績も勘案して評価を行うことでより的 確な評価につながるものと考えられる。

今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとと もに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、よ り的確かつ厳格に評価すべきである。

#### 【労働者健康福祉機構】

・ 産業保健推進センターについては、中期目標期間の最終年度において、平成20年度 実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減を図ることとさ れている。

しかしながら、産業保健推進センターに係る運営費交付金の削減については、進捗 状況が明らかになっておらず、貴委員会における評価結果も不明である。

今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

### 【医薬品医療機器総合機構】

・ 医療機器の承認審査業務については、中期計画において、デバイス・ラグを解消 するため、平成21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目 標が掲げられている。

平成21年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「目標未達成の場合における 要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。」との 指摘を行っている。

しかしながら、改良医療機器(臨床あり品目)の審査期間のうち申請者側期間については、平成23年度計画の6か月に対して実績7.2か月、同様に後発医療機器の審査期間のうち申請者側期間については、23年度計画の1か月に対して実績2.3か月と計画を下回っているにもかかわらず、業務実績報告書において目標未達成要因の分析や改善方策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

#### 【医薬基盤研究所】

・ 戦略的な事業の展開については、研究成果の水準が著しく高いこと、論文発表数が 中期計画を大きく上回っていること、特許出願数が中期計画の半分以上を既に達成し ていることなどの実績や研究成果等の内容を高く評価し、S評定(中期計画を大幅に 上回っている)としている。

一方で、評価項目の一つである研究成果の普及及びその促進における業務実績をみると、①講演会、シンポジウム等の来場者数については6会場のうち、5会場において前年度実績を下回っている上、経年的に参加者数が減少しているものがある(霊長類医科学研究フォーラム、スーパー特区フォーラム in 大阪フォーラム)、②研究所の一般公開における来場者数及び研究所への視察受入者数がいずれも前年度実績を下回っている、③薬用植物資源研究センターにおける講習会の参加者数は、前年度実績を下回っている上、経年的に減少傾向にあるといった状況がみられる。

これらの実績については、現行中期計画及び平成 23 年度計画に定める開催回数の目標値(講演会等:年複数回、一般公開:年1回以上、講習会:年1回以上)は満たしているものの、参加者数については、23 年度実績が必ずしも高いものとはいえず、この点について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。

・ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、現行中期計画において、「関連企業 に助成金申請の手引きを配布し、年1回説明会を開催すること」を数値目標として掲 げているが、他の目標及び計画の内容は定性的なものとなっており、どの程度目標を 達成しているかが明らかではない。

企業に対して助成金を交付するという事業内容を考慮すると、事業の成果を定量的 に把握することが可能な指標を設定した上で評価を行うことが必要と考えられる。

今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標(数値目標)を設定させた上で、 事業の成果をより厳格に評価すべきである。

・ 貴委員会の評価結果をみると、繰越欠損金(承継勘定約256億円、研究振興勘定約65億円)の解消計画が策定され、その解消に向けた取組が進められていると記載されているが、毎年度の納付額(実用化研究支援事業)や貸付金の回収額・件数(承継事業)の状況についての説明がみられず、解消計画の進捗状況が分かりにくいものとな

っている。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

#### 【年金·健康保険福祉施設整理機構】

・ 社会保険病院等の譲渡については、貴委員会の評価結果をみると、引き続き地域医療に貢献することのできる譲渡条件の設定や職員の雇用の継続を図ったことなどを踏まえ、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。

しかしながら、これらの業務実績は年度計画に従って行われたものにすぎず、中期 計画を大きく上回ったとする根拠が明確にされていないことから、何をもってS評定 としたのか不明である。

今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評定の根拠等を明らかにした上で評価 を行うべきである。

# 【年金積立金管理運用独立行政法人】

・ 「調査・分析の充実」に関する評価項目においては、基本ポートフォリオ等の運用 戦略の策定や検証、リスク管理手法の改善を図ること等を目的とした調査研究につい て、取組結果のみをもって評価を行っているが、調査研究の結果どのような成果があ り、法人業務にどのように活用されたのかの分析が行われていない。

今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用 されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。

# 【国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立国際医療研究センター、国立 長寿医療研究センター】

- ・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。
  - ① 基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究を年間30件以上行うことを数値目

標としているが、6倍以上の実績を上げている(国立がん研究センター)。

- ② 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を5%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で52.0%増加となっている(国立がん研究センター)。
- ③ 循環器疾患の解明と医療推進に関する論文について、インパクトファクターが 4.5以上の学術雑誌に年5件以上掲載されることを数値目標としているが、12倍以 上の実績を上げている(国立循環器病研究センター)。
- ④ 国府台地区において、精神科教急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者を 5%以上受け入れることを数値目標としているが、実績が34.7%となっている (国立国際医療研究センター)。
- ⑤ 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を10%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で63.1%増加となっている(国立長寿医療研究センター)。

今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

#### 【労働政策研究・研修機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 農林水産省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会 委員長 淵野 雄二郎殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成24年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成23事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における農林水産省所管13法人(農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

## 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

#### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

## 【農林水産消費安全技術センター】

・ 貴委員会では、検査等業務に係る品質保証体制の構築について、A評定(順調に進

んでいる)としているが、事業報告において「外部機関が主催する技能試験(11回)に検査分析に携わる職員(延べ60名)を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかった一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した」とされていることについて、満足な結果を得られなかった内容や講じた是正処置の内容等が明らかとされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価 を行うべきである。

・ 貴委員会では、農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間(60業務日以内)について、A評定(目標値に対して、90%以上の達成度合)としているが、事業報告において「農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定」とされていることについて、当該19点の集取品が60業務日以内に報告されたか否かについての評価を行っていない。

また、GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間(30業務日以内)の評価についても、同様の状況がみられる。

今後の評価に当たっては、業務実績が評価対象年度の翌年度にわたるものについて も、可能な限り業務実績を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

# 【種苗管理センター】

・ 調査研究課題の重点化については、貴委員会の評価結果をみると、「学識経験者4 名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の平成23年度の成果及 び24年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における24年度 計画の策定に反映した」ことをもってA評定(順調に進んでいる)としている。しか しながら、調査研究評価委員会の評価結果が調査研究課題の実施にどれだけ反映され たかは明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題 の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである。

## 【家畜改良センター】

- ・ 貴委員会では、飼養管理、飼料生産作業の外部化について、「定年退職者の状況等に応じて外部化を推進するなど、計画どおり順調に実施」、「再任用職員を新たに20 名雇用し、計45名の職員を雇用するなどにより、引き続き外部化を図った」との実績について、「単純作業の外部化を行うなど、引き続き業務の外部化を進めていることは評価できる。今後も費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、業務の外部化を進められたい」と評価しているが、業務の外部委託の状況についての評価を行っていない。今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきである。
- ・ 貴委員会では、家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、A評定(計画どおり順調に実施した)としているが、事業報告において「各牧場において改善目標を設定した。また、改善目標達成に向けた取組を行うなど、計画どおり順調に実施した」とされていることについて、各牧場が設定した目標の内容等が明らかにされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである。

・ 貴委員会では、海外技術協力における人材育成について、語学検定受検者数や研修 受講者数等の実績を基に評価を行っているが、これらの取組を行った結果、語学力の 向上が図られたか否かについての評価を行っていない。

今後の評価に当たっては、取組の結果、海外技術協力に資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである。

#### 【水産大学校】

- ・ 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程)については、第3期中期目標において、 「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」及び「すべての学生が三級海技士 試験等に合格するよう努める」とされている。
  - 二級海技士免許筆記試験に係る貴委員会の平成21年度、22年度及び23年度業務実績

の評価の結果をみると、21年度については受験者数及び合格者数、22年度については 受験率及び合格率を向上させるよう指摘している一方、23年度においては「専攻科の 教育は、海技士の合格率という数字の指標があるが、この数字にどこまでこだわるの がよいのか注意が必要と思う。外部評価委員の意見にあるように、受験者や合格者の 推移等を考慮した評価が必要と思われる」との記載がある。この点について、23年度 の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今 後の評価に当たっては、評価の経年的な一貫性という観点に留意した評価を行うべき である。

また、三級海技士免許等取得に係る貴委員会の平成23年度評価結果をみると、取得率の実績が目標の9割程度にとどまったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。

## 【農業生物資源研究所】

・ 放射線育種場の依頼照射については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性」(平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人 評価委員会通知)等における指摘を受け、現行中期計画等において、照射料金の見直 しや他の独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射に対する有料化の検討を行う 旨を定めている。

しかしながら、業務実績報告書において検討を開始したとの記載はあるものの、貴 委員会の評価結果では、この件について何も言及されていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。

・ 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研 究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としており、評価結果を みると、「研究内容等への行政部局の意見反映に取り組んでいる」としている。

しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が 出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告 書や評価結果等において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の 意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかに させた上で評価を行うべきである。

## 【農業環境技術研究所】

・ 自己評価・点検の実施に係る項目については、貴委員会において「効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか」 という点を評価する際の指標としている。

しかしながら、業務実績報告書において、自己評価・点検の効率化に係る取組状況 や効率化による効果は明らかにされておらず、また、評価結果においても効率化の観 点からの評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

・ 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研 究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としている。

しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が 出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告 書や評価結果等において国民の目から見て分かりやすい形で明らかにされているとは 言い難い。

また、貴委員会の評価結果をみると、本法人の役職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る農林水産関係被害等の専門家として、国会等の各種委員会において専門的見地からの助言、情報提供等を行ったことなどを理由に、本項目にS評定(中期計画を大幅に上回って業務が進捗している)を付しているが、中期計画において「行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う」とされていることや「農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究」等を研究課題に掲げる本法人の役割に鑑みれば、何をもって「計画を大幅に上回って業務が進捗している」としたのかは定かでない。

今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の 意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかに させ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した 上で、厳格な評価を行うべきである。 経済産業省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

経済産業省独立行政法人評価委員会 委員長 室 伏 き み 子 殿

> 政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素之

平成23年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 20 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成 23 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保する ためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極 的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における経済産業省所管10法人(経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

# 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

## (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【新エネルギ―・産業技術総合開発機構】

本法人の平成23年度末の運営費交付金債務残高は、東日本大震災や外国事情という

特殊な要因はあるものの、約535億円であり23年度の運営費交付金に対する割合は38.6%となっている。しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「交付金債務残比率は38.6%と極めて高い水準のままである。最終年度までの動向を見守りたい」とのコメントの記載にとどまっている。

今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で厳格な 評価を行うとともに、予算管理及び業務運営の改善を促すような評価を行うべきであ る。

## 【情報処理推進機構】

・ 本法人の平成23年度末の運営費交付金債務残高は約18億円であり、23年度に交付された運営費交付金に対する割合は45%にまで達しているが、貴委員会の評価結果をみると、要約した財務諸表が掲載され、その中で「運営費交付金債務は1,796百万円であるが、うち743百万円は契約済の繰越であり、残り1,053百万円も執行計画がすでに組まれている」との記載にとどまっている。

今後の評価に当たっては、事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務 残高の発生要因を分析した上で評価を行うとともに、運営費交付金執行計画の厳格化 と業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。

- 貴委員会の評価結果をみると、以下のとおりとなっている。
  - ① 「I Tの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化」については、「標的型攻撃への対応策を進めたことを高く評価」、「他の機関に先駆けて公開したことを高く評価」などとしているが、評価の根拠となる実績の説明が定性的である。
  - ② 「情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェア・エンジニアリングの推進」 については、自国産業の国際競争力向上の観点から業務が実施されているが、本法 人の業務の実施により、我が国の国際競争力がどの程度向上しているかについての 評価が行われていない。
  - ③ 「IT人材育成の戦略的推進」については、本法人の業務の実施により、我が国 IT産業の人材輩出にどれだけ寄与しているのかという観点からの評価が行われて いない。

これらは、本法人の現行中期目標・中期計画における指標や目標が定性的であるた

め、結果として、本法人の業務実績の効果を明示することが困難なことに起因している。

今後の評価に当たっては、可能な限り分かりやすい指標及び明瞭かつ客観的な目標の設定並びに事業効果の把握及び算定手法の確立を図るための取組を促すような評価を行うべきである。

## 【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

・ リスクマネー供給による支援プロジェクトの管理については、貴委員会の評価結果 をみると、本法人と支援対象会社等との契約上の守秘の関係から、貴委員会には個々 のプロジェクトに係る詳細なデータが提供されておらず、主として体制面からの評価 にとどまっている。

本法人においては、平成24年4月に金融資産課を新設し、金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に取り組みはじめたところであり、また、国の資源確保戦略への対応から、今後、石油・天然ガス及び金属部門の出融資・債務保証残高の増加等が見込まれる状況にある。

今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との 契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上 で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきであ る。

#### 【中小企業基盤整備機構】

・ 経営環境の変化への対応の円滑化について、貴委員会の評価結果をみると、「東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは高く評価すべきものである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる」等としてAA評定(法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)としている。

しかしながら、評価結果において、以下のような状況がみられた。

① 中小企業倒産防止共済事業については、目標値と実績値のかい離が大きく、かつ 3年にわたり本法人による加入促進が行われているにもかかわらず、目標値を引き

上げる等、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。

② 小規模企業共済事業については、平成23年度の目標値が引き上げられ、また、22 年度の目標値と実績値のかい離は2倍以内ではあるものの、中小企業倒産防止共済事業同様に、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

## 【日本貿易保険】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 国土交通省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会 委員長 家田 仁殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年9月19日付けをもって貴委員会から通知のあった「国土交通省所管独立行政法人の平成23事業年度業務実績評価について」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における国土交通省所管20法人(土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

## 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「具体的取組」という。)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載され

た監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

## 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

# (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【航海訓練所】

・ 実習生による訓練評価等については、貴委員会の評価結果をみると、①従来の評価 に加え対象を広げ、訓練修了者による評価を実施するとともに、新たに個別訓練指導 による評価を加えて改善を図ったこと、②従前から実施している実習生による訓練評 価及び新たな個別訓練指導による評価の情報分析から得られた知見をQSS(STC W条約に基づく資質基準制度)マネジメントレビューを通じて即時に実習に反映して いること、③①及び②の取組により、訓練の問題点の改善に努めた結果、当直訓練に 対する実習生の満足度評価が高かったことをもってS評定(優れた実施状況にあると 認められる)としている。

しかしながら、①及び②の取組により、訓練を速やかに改善することは、年度計画において目標に掲げられており、また、当直訓練に対する実習生の満足度評価は、様々の実習項目のうちの一つであることから、これらのことのみをもって、「単に順調に目標を達成している(しつつある)のみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容が必要」とされるS評定とする説明にはならない。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の 具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。

・ 一般管理費及び業務経費については、中期計画では「中期目標期間中に見込まれる 当該経費総額」、年度計画では「平成23年度予算」を評価指標としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、評価指標については「中期計画の初年度予算額」と記載されており、評価指標の記載が統一されていないことから、目標の達成状況が分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。

#### 【海技教育機構】

・ 施設・設備の整備については、貴委員会の評価結果をみると、「年度計画で予定されている清水校総合実習棟は、計画の変更があったものの、平成23年8月に竣工した」として、A評定(着実な実施状況にあると認められる)としている。

業務は年度計画に従って実施されているが、「計画の変更」についての説明が不十分であることから、中期計画等における「整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る」という目標が着実に実施されたと言えるかどうか不明である。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の 理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

・ 独立行政法人の保有資産については、既往の政府方針等において、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うこととされている。また、具体的取組において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目したいわゆる溜まり金の洗い出し状況について特に留意することとされている。

本法人において、中期目標期間最終年度における運営費交付金債務の精算収益化額と、平成16年度及び17年度当時の旧独立行政法人海員学校沖縄海上技術学校の売却に伴い計上した売却損等のキャッシュ・フローを伴わない損失の計上により発生した欠損金とが相殺され、積立金とならなかった金額が生じており、平成23年度末時点において当該金額について国庫納付されずに内部に預金として留保されている状況にあった。

しかしながら、このような預金を留保していたことについて、貴委員会の評価結果をみると、具体的取組において特に留意することとされているいわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、「該当なし」として特段の記載はない。

今後の評価に当たっては、上記を踏まえた適切な評価を行うべきである。

#### 【航海訓練所、海技教育機構】

・ 航海訓練所の航海訓練事業及び海技教育機構の船員養成・再教育事業については、 受益者負担に関する具体的な実施計画を平成23年度中に策定するとされていたが、両 機構とも同計画を早急に取りまとめるべく関係機関との調整を行っているものの、24 年10月現在においても策定には至っていない。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、「平成23年度において取り組むこととされている事項は着実に実施されており、適切と認められる。」としており、同計画が23年度において策定されていないことを踏まえての指摘を行っていない。

今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価 を行うべきである。

(注) 航海訓練所と海技教育機構は「更なる受益者負担の拡大を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。」との同じ講ずべき措置を求められていたことから、両法人に対し同様の指摘を行うもの。

# 【自動車検査独立行政法人】

・ 不正改造車撲滅のための啓発活動については、貴委員会の評価結果をみると、「不 正改造車を排除するため、単純な啓発活動ではなく、実際に会場や店舗に検査官を派 遣し、具体的に注意を行っており、優れた実施状況にあると認められる」としてS評 定(優れた実施状況にあると認められる)としている。

会場や店舗に検査官を派遣し、具体的に注意を行う当該取組は、本法人の自主改善努力として、平成17年度から7年連続で取り組まれており、19年度から5年連続でS評定とされている。

しかしながら、平成23年度は検査官の派遣人数、派遣店舗数等が減少しており、経年的な状況を考慮すると、23年度の評価をS評定とする理由が分かりにくくなっている。

この点について、本法人は、実績が減少した背景には東日本大震災の影響があり、 また、平成23年度においては、最近普及が著しい携帯電話ホルダー等のアクセサリー 類について重点的に調査を実施したことをS評定とする理由の一つとしているが、そ のような記載は評価結果にはない。

今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において 言及した上で評価を行うべきである。

#### 【鉄道建設•運輸施設整備支援機構】

・ 内航海運活性化融資業務に係る手数料については、「独立行政法人の主要な事務及 び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成18年11月27日付け政委第23号政策評価・ 独立行政法人評価委員会通知)の「第1 内航海運活性化融資業務の収束に向けた取 組等」において、「説明責任を徹底する観点から、その使途を業務実績報告書等にお いて公表するものとする」との指摘を行っている。 しかしながら、本法人においては、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、業務実績報告書等に十分な記載がされておらず、また、貴委員会においては、これについての評価を行っていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内 航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で 評価を行うべきである。

# 【空港周辺整備機構】

・ 人材の活用については、貴委員会の評価結果をみると、「年齢バランスの改善に努めた結果、前年度比では若干の改善となったものの、平成19年度と比較すると改善することができなかった。」として、年度計画の指標との比較及び中期計画の指標との比較を並列して記載していることから、どちらの指標をもって「A」評定(着実な実施状況にあると認められる)としているのかが分かりにくくなっている。

今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の 理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

# 【自動車事故対策機構及び住宅金融支援機構】

上記2法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 環境省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

環境省独立行政法人評価委員会 委員長 松尾 友矩 殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成24年8月28日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成23年度業務実績の評価結果について(通知)」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における環境省所管 2 法人(国立環境研究所、環境再生保全機構)の業務の 実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

#### 【各府省所管法人共通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお り整理したので参考にされたい。

#### 表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監	②委員会等に監事 の出席を求め意見	③監事監査報告書 の提供を受けて評	④その他監事監査結 果を評価書、業務実
	事監査報告書の提供を受け て評価	聴取 (①を除く)	価 (①を除く)	績報告等に記載
		(山を除く)	(山を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

# (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層 厳格な評価を行う必要がある。

# (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会 委員長 遠藤 怜殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における原子力規制委員会所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成24年8月20日付けをもって経済産業省独立行政法人評価委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成23年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙1のとおり、独立行政法人原子力安全基盤機構に係る意見を取りまとめましたので、原子力規制委員会設置法附則第3条の規定に基づき、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保する

ためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極 的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における原子力規制委員会所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果等についての意見(案)

平成23年度における原子力規制委員会所管1法人(原子力安全基盤機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

### (内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお り整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

	①委員会等に監事の出席を	②委員会等に監事	③監事監査報告書	④その他監事監査結
マハ マハ	求め意見聴取し、かつ、監	の出席を求め意見	の提供を受けて評	果を評価書、業務実
区分	事監査報告書の提供を受け	聴取	価	績報告等に記載
	て評価	(①を除く)	(①を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (法人固有の指摘事項)

・ 拡散シミュレーション結果については、平成24年10月26日に本法人が実施した拡散 シミュレーション結果の処理の一部に不備が判明したほか、九州電力株式会社が本法 人に誤ったデータを提出したことから、同年11月6日に計算結果に誤りが確認される など、再三の修正が必要となった。

今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。

・ 会計検査院の平成23年度決算検査報告において、放射線測定器等の調達契約に当たり、放射線測定器の校正費を重複して積算していたため、予定価格が過大となり契約額が割高となっていて不当であると指摘されている。

今後の評価に当たっては、本法人が同指摘事項に対して講じた措置等について明らかにするととともに、当該措置等が適切に実施され、契約の妥当性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。

# 中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

### 【原子力安全基盤機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び 効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ 的確な評価に努められたい。 防衛省独立行政法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

防衛省独立行政法人評価委員会 委員長 中村 義人殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成24年8月15日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成23事業年度における業務の実績に関する評価結果について(通知)」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会に おいて取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」 に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横 断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における防衛省所管1法人(駐留軍等労働者労務管理機構)の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

### (内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお り整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

	①委員会等に監事の出席を	②委員会等に監事	③監事監査報告書	④その他監事監査結
区分	求め意見聴取し、かつ、監	の出席を求め意見	の提供を受けて評	果を評価書、業務実
公力	事監査報告書の提供を受け	聴取	価	績報告等に記載
	て評価	(①を除く)	(①を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

日本司法支援センター評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

日本司法支援センター評価委員会 委員長 伊藤 眞殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における日本司法支援センターの業務の実績 に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成24年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成23年度業務実績の評価結果について」に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙2から別紙4のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙5のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙6のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成24年5月21日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、 評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。 貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を 意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員 会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われるこ とを期待しています。

# 平成23年度における日本司法支援センターの業務の実績 に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する貴委員会の評価の結果 についての意見は以下のとおりである。

### (内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会(日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。)と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事 と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお り整理したので参考にされたい。

### 表 監事監査結果の活用状況等

	①委員会等に監事の出席を	②委員会等に監事	③監事監査報告書	④その他監事監査結
マハ マハ	求め意見聴取し、かつ、監	の出席を求め意見	の提供を受けて評	果を評価書、業務実
区分	事監査報告書の提供を受け	聴取	価	績報告等に記載
	て評価	(①を除く)	(①を除く)	
全109法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

<sup>(</sup>注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが 求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指 摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

# 各府省評価委員会等に共通して 送付する文書 - 資料

別紙2

# 独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会にお ける評価

評価委員会名	評価結果等の概要
内閣府独立行政	(監事が評価委員会において統制環境等の状況について意見を述べて
法人評価委員会	いる事例)
	【国立公文書館】
	○ 館側では先ほどもありましたように意識せずとも国家
	公務員としての高い倫理観、誠実性、能力といったものに
	支えられて、無意識的に内部統制の4つの目的が図られて
	きていたと思います。勿論、少人数で小予算といった小規
	模独法ですので、館長と理事の目が統制活動に行き届くと
	いう特徴もございました。
	23 年度については有識者による全職員、私どもも出ま
	したけれども、全員がその体系を学びまして、総務課に内
	部統制担当を置いていただいて、意識的な活動を開始した
	かなと思っております。しかし、冒頭申し上げた <u>PDCAサイ</u>
	<u>クルという意味では、内部統制の目的や要素で特にこの館</u>
	が弱い部分、例えば計画に対する実績の乖離の認識とか分
	析、そして、その後その計画や業務の活動そのものを修正
	<u>や再立案しているのかというような面から見たら、まだま</u>
	だ弱いかなと。こういう問題をスピーディに有効的かつ効
	率的に改善できるように、私の立場からは支援をしていき
	<u>たい</u> なと考えております。
	(国立公文書館分科会議事録より抜粋)
総務省独立行政	(リスクの把握及び対応の取組に関する評価)
法人評価委員会	【平和祈念事業特別基金】
	(4) 本法人は、小規模であり、特別給付金支給というミ
	ッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催
	しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその
	対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じ
	て、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組
	織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付
	け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取

	組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。
	(監事からの改善要望への対応について評価)
行政法人評価委	【物質・材料研究機構】
1	【初頁・初刊の成件】  ・ 法人の長のマネジメントにとって肝要な、内部統制の一
貝云 	
	層の充実強化を図るため、平成23年度は全ての事務担当
	部署に対して実地監査を行い、事務事業の実施状況につ
	き、現場との緊密な聴取・対話に基づく課題の把握を行ったことは評価できるとある。
	たことは評価できると考えられる。
	・ 異なる部署間のコミュニケーションを緊密にし、統制環
	境を向上されたいという改善要望について、関係役員が真
	<u>摯に受け止め改善努力が行われたことは評価できる。</u>
	・ 運営会議等における日常的な経営方針の指示のみなら
	ず、定期的な講話において、ガバナンス改善等を含めた機
	構運営プロセスの改善、理論領域の強化、人材育成、安全
	管理等の重要施策を全職員に対して明示されたことは評
	価できる。
厚生労働省独立	(リスクの把握及び対応の定期的な見直しについて評価)
行政法人評価委	【福祉医療機構】
10 Soles of the second	
員会	② 業務管理とリスク管理の充実
	② 業務管理とリスク管理の充実 (中略)
	(中略)
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリス
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリス クについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基
	(中略) 福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成23年11月にはリスク管理委員会を開催し、リスク管理の自己評価を実施したうえで評価結果をとりまとめるとともに、リスク対応計画の是正・改善を行っている。 なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」について、東日本大震災の経験を踏まえ同年11月に見直しを行い、役職員に対し改めて周知するとともに、有効性の検証を含め同計画に基づく訓練を平成24年3月に実施した。

<b>-</b>	
	適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図って
	<u>おり</u> 、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
農林水産省独立	(監事監査結果への対応の取組状況について評価)
行政法人評価委	【種苗管理センター】
員会	イ 監事の監査結果を踏まえた取組
	監事の監査で把握された改善点等については、役員会等
	において報告されるとともに、被検査部門の長へ通知さ
	れ、業務の適正化が図られている。 <u>主なものとして、沖縄</u>
	農場における台風襲来時の対応をマニュアル化すること
	について、平成 23 年度の監事監査において言及があった
	ことから、過去の文書等を整理してマニュアル化が検討さ
	<u>れている。</u>
経済産業省独立	(法人の長のリーダーシップの状況について評価)
行政法人評価委	【経済産業研究所】
員会	○ 従来のシステムに関する内部監査に加え、業務全般のリ
	スクを適切に管理するため、研究プロジェクトの進捗及び
	予算執行の状況等について、理事長自らが、四半期ごとに、
	ヒアリング・審査を通じてチェックをし、適切な指導を行
	う新しい体制を整備し、内部統制を強化した点が評価され
	た。
	[個別コメント]
	○ 平成23年度の新しい取組として実施した、ISMS内
	部監査時に併せて内部統制に関するヒアリングによって
	洗い出された所内リスクについて、理事長自らが審査を行
	<u>う、また、進捗管理機能の強化のために、理事長自ら予算</u>
	の執行状況について四半期ごとにチェックを行う会議を
	導入するなど、従来以上にトップが内部統制を意識して、
	ミッションに沿った成果にフォーカスしていた点を評価
	する。理事長の現場主義の成果を評価する。
	○ 所内における課題の共有、問題の発見などの仕組みが導
	入されており、努力している。
環境省独立行政	(リスクの把握及び対応の取組に関する評価)
法人評価委員会	【環境再生保全機構】
	○ 平成23年度は、組織改編により3課を削減するなどし
	て業務体制の効率化が進められている。

また、内部統制の強化に関して、リスクの洗い出しや、 理事長と各職員が直接意見交換を行う機会を設けるなど、 コンプライアンスの強化に向けた取組が積極的に行われ ており評価できる。

なお、今後は、そうしたリスク管理が機械的な作業となり見落としが生じないよう配慮していくことが望まれる。

# 防衛省独立行政法人評価委員会

(監事監査結果に基づき内部統制について評価)

### 【駐留軍等労働者労務管理機構】

内部統制の充実・強化

監事は、機構の内部統制に係る体制の充実・強化の状況と理事長のマネジメントの状況について特に留意して監査を実施し、理事長に対して監事監査報告書の内容を説明し、監査結果において留意すべき点を役員等会議の場で報告していることは評価できる。また、監事監査報告書において、内部統制に係る体制の充実・強化については、内部統制責任者により、内部統制要領に沿った日常的モニタリングが行われ内部統制が適切に機能していると認められる、理事長のマネジメントについては、理事長の指示事項等の適正性、役職員との意思疎通の有無を把握したところ、いずれもマネジメントが有効に機能していることを確認したと言及しており、監事は、内部統制の充実・強化に向け積極的に取組んでいると評価できる。

別紙3 独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における取 組

府省名	法人名・取組状況
外務省	(監査結果への対応状況について公表している事例)
	【国際協力機構】
	「平成 22 年度国際協力機構監事監査報告」(23 年 9 月提出)
	における31項目の提言について、機構内全体に周知し、各部
	署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具
	体的な取組としては、随意契約の見直しに係る特命随意契約の
	妥当性に係る基準を必要とするとした指摘について、契約類型
	ごとに特命随意契約を行う際の留意点を整理したガイドライ
	ンの作成を進めた。
	海外での機構の安全管理の精錬化や高度化について、安全対
	策に係る基本理念を明確にすべき、という指摘に対して、海外
	安全対策規程に基本理念を追加することとした。さらに、無償
	資金協力における実施監理に関する海外拠点の関与の方法に
	ついて、海外拠点への配布を目的とした、「実施監理業務の手
	引き」において、海外拠点が無償資金協力事業により積極的に
	関与することを前提に記載の見直しを行った。 こうした取組に
	ついて、「『平成 22 年度国際協力機構監事監査報告』に関す
	る対応について(報告)」を取りまとめ、理事長から監事に提
	<u>出し、ホームページ上に公開した(24年3月)。</u>
	(業務実績報告書より)
厚生労働省	(ミッションをブレークダウンして職員レベルで業務計画を策定している事
	例)
	【福祉医療機構】
	2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確
	保
	(1) 理事長のリーダーシップ発揮
	(中略)
	ウ理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及
	び中期目標を達成するため、各部における重点目標(部とし
	てなすべき事項)を定めている。また、それを達成すべく各

課(室)における重点目標(課としてなすべき事項)を定め、 さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにア クションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画 を作成している。

エ 理事長の指示に基づき、東日本大震災に係る被災地域の福祉施設及び医療施設の復旧・復興に関する支援策を提案するため、関係部等からなる「東日本大震災プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」への機構としての対応の検討、また、金融庁、民間金融機関、他の政府系金融機関の動向把握と調整等を実施している。

(業務実績評価別添資料より)

### 農林水産省

(監事からの指摘事項を業務改善に活用している事例)

### 【農業・食品産業技術総合研究機構】

(ウ)監事による期中の指摘事項については、以下により対応した。

- ① 「業務の有効性及び効率性」については、機構のミッションの徹底の一環として、職員の研修等でも機構役員が直接講話するようにとの示唆を受け、理事長及び総務担当理事による講話を徹底した。また、研究所等が自主的に導入した業務改善については、効率化のためのベスト・プラクティスとして各研究所に紹介するようにとの指摘を受け、業務日誌入力システムなどについては、業務ソフトの普及を促した。光熱水料予算は実績に基づき積算すべきとの指摘を受け、担当者会議を通じて、予算と実績のきめ細かな検証に基づく管理の徹底を指示したところ、震災対応の電力の節減は全ての拠点で達成したが、一部研究拠点では、水道料等も大幅に節減できた。
  - (オ) 内部統制のための法人の長のマネジメントの充実強化への取り組み状況についての監事によるヒアリングは、内部統制の整備の責任が組織の長にあること、組織の長は常に内部統制の有効性の確保に留意する必要があることなどについて、各拠点での具体的な取り組みを事例として対話する方式で実施した。監事からは、内部統制のための法人の長のマネジメントを充実強化するには、理事長・理事など役員のみな

らず研究拠点の長を含め、①リーダーシップを発揮できる環境の整備、②法人のミッションの役職員への周知徹底、③組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握と対応、④内部統制の現状把握と課題対応計画の作成、について共通認識を持って取り組む必要があるとの所見を得たので、新設した「コンプライアンス委員会」は各研究所等の「コンプライアンス推進委員会」を通じて、組織全体でのコンプライアンス推進委員会」を通じて、組織全体でのコンプライアンス推進委員会」を通じて、組織全体でのコンプライアンスへの取り組み体制を充実するよう要請した。監事からは、今後は、「組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握と対応」及び「内部統制の現状把握と課題対応計画の作成」にも組織的に取り組むよう指摘があったので、労働安全などのリスク領域ごとに対応を充実するよう役員会において徹底した。

(業務実績報告書より)

(監査結果について組織内で情報共有している事例)

### 【水産総合研究センター】

- ・ 組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を 行うため、役員、本部部長等及び研究所長等で構成する経営 企画会議を3回開催し、運営方針等重要事項の審議、研究所 等の業務運営に関する検討等や情報共有を図った。
- ・ <u>監事から理事長へ行われた監事監査の是正・改善等の報告</u> に対して、理事長は必要な改善方策等を監事等へ回答し、関 係部署には自ら改善指示を行うとともに、その内容を職員向 けウエブ掲示板に掲示し組織全体でリスク認識等の共有を図 った。
- ・ 研究所等における予算執行、契約状況、施設・物品管理等 の内部監査を実施(監事監査での指摘事項等のフォローアップを含む)し、リスクの洗い出し・把握とその是正・改善指導を行うとともに、監査結果等の概要は職員向けウエブ掲示板に掲示し情報共有を図った。

(業務実績報告書より)

### 国土交通省

(監査結果とその対応状況について組織内で情報共有している事例)

#### 【建築研究所】

ウ) 監事監査等によるチェック体制 建築研究所では、理事長が組織運営のすべてを意思決定し ていることを踏まえ、監事監査及び監査法人監査が実施されている。監事及び監査法人は、監査結果を理事長に対して文書と口頭でもって報告している。 平成23年度は監事監査結果の報告が平成23年11月1日と平成24年3月27日に、法人監査結果の報告が平成23年6月7日に行われた。理事長はそれに対する措置状況を迅速に作成し、監事等に回答している。たとえば、実験棟内に一時保管されたまま長期間利用されていない状況にある研究資料・実験試料等について、基本的

ていない状況にある研究資料・実験試料等について、基本的 に廃棄すべきとの監事による監査結果の報告を受け、直後の 所内会議で直ちに廃棄に向けた対応が開始されている。

<u>これら監事監査等の結果及び対応状況は所内会議等を通じ</u>て、所内に周知徹底されている。

(業務実績報告書より)

別紙4

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる、監査報告書に おける視点及び提言事項等

府省名	法人名・監査報告書における記載
文部科学省	【放射線医学総合研究所】
	(3) センター内マネジメント
	センター内のマネジメントに関しては、各センターに共通
	して、理事会議、運営連絡会議における情報をセンター内に
	展開するための会合が定期的にもたれているほか、それぞれ
	のセンターで各種の会合が定例的にもたれ、情報共有、意見
	交換、合意形成等が図られている。行われている会議の性格、
	参加者の構成、頻度等は、センターによってかなりまちまち
	であり、各センターの業務の特性と必要性に応じたものであ
	ろうと認識された。中には、センター間で相互に参考となる
	<u>ものもあるように感じられ、横の情報交換により、良い実践</u>
	<u>に学ぶのもよいのではなかろうか。</u>
	各センターの組織については、今中期から、各センターの
	運営、企画、総合調整、庶務等を担う組織が、運営企画ユニ
	ットという名称に統一され、体制の整備が図られた。 <u>センタ</u>
	一内の他の組織構成や業務の特性によって、その実際の活動
	には幅があるように見受けられた。運営企画ユニットは、各
	センター長がその裁量を遺憾なく発揮するうえで重要である
	<u>と考える。</u> 引き続き注視していきたい。
農林水産省	【森林総合研究所】
	1. 水源林造成事業の公益性確保
	1-1公共事業の使命達成について
	i)森林・林業基本計画の趣旨を反映
	本事業は、森林所有者の自助努力によっては造林が期待で
	きない奥地保安林等について、昭和36年以降、林野公共事業
	の一翼を担いつつ、これまでに全国で 46 万haの水源林を造成
	した。平成 22 年に策定された森林・林業基本計画においては、
	水源林造成事業について、「公的な関与による森林整備の促
	進」を担うものとして、引き続き「立地条件が悪く、森林所
	有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等

の公益的機能の発揮に向けて、針広混交林の育成、複層林の 造成等へ転換する施業を推進する」旨位置づけられ、森林整 備におけるセーフティネットとしての役割を期待されてい る。

ii) 公益的機能の金額評価

具体的な社会貢献としては、事業の着実かつ適切な実施を通じ、国民生活に不可欠な水資源の安定的確保、森林の有する国土・環境保全等の公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしている。その効果額については、平成22年度1年間においては、約7,934億円、昭和36年から平成22年度までの累計では、約15兆9,022億円と試算している。なお、この額は、造林地の拡大や造林木の成長に伴い年々増加しているところである。このような実績は、国民にわかりやすい形で広報推進されることが望ましく、所要の努力をされたい。

### 【水産総合研究センター】

- 6. 内部統制について
- ② 内部統制に必要な「リスクの洗い出し」については、監事 監査や内部監査での限られた指摘に関するものが中心であ り、組織全体として取り組むべき重要な「リスクの洗い出し」 は未だ十分とはいえないので、役職員の啓発を行いつつ今後 の一層の取り組みが必要である。

このほか監査については、<u>監事監査、内部監査、監査法人</u> <u>監査の連携を進めている</u>ところであるが、監理室には内部監 査の一層の充実を求めたい。

### 経済産業省

### 【中小企業基盤整備機構】

2. 内部統制活動の状況について (中略)

(2) 各論

② リスクマネジメント

リスクマネジメントの具体的あり方についていえば、必要 に応じ業務フローを作成して、リスクとコントロールの対応 や適切性を可視化して確認することが重要である。総務省の 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告 (以下「内部統制研究会報告」という。)の指摘を理由に、 費用対効果や効率性の観点から、業務内容の文書化やフローチャート化が必ずしも必要ないと慎重な意見もみられる。しかし、機構のように地域本部や中小企業大学校、インキュベーション施設等多くの組織や施設を持ち、共通の業務を実施しているような場合には、業務フローを作成することは、リスクマネジメントの実効性を図る上で必要であるばかりでなく、長期的にはむしろ効率化も実現できると考えられる。内部統制にとって肝要な組織の構成員全員によって参加意識が醸成されるという副次効果も期待される。今後業務フローの可視化とそれを基にした業務改善を図っていくことを期待したい。

### 国土交通省

### 【都市再生機構】

1. ミッション・ビジョンの検討・策定

新たなミッションの検討・策定については、改革推進本部の立ち上げを機に職員自らが機構の存在意義、社会的役割を考えることを目的として進められているが、その検討にあたっては、「ミッション(社会的使命)と経営理念の区別」及び「ソフト面の重視」の視点で議論する必要がある。また、行政刷新会議の動向を踏まえたうえで、職員の不安感を払拭する視点で主体的に「機構のビジョン」について検討し、今後機構が進むべき方向を示すことが望まれる。

### 【日本高速道路保有・債務返済機構】

4. 内部統制の状況

また、機構の職員はいわゆるプロパー職員がおらず、会社 や官庁からの出向者が2~3年の比較的短いサイクルで交替 して業務に当たっていることから、コンプライアンス等の内 部統制や情報セキュリティ等について、周知啓発の継続的な 取組みが求められている。

機構では倫理規程、情報セキュリティポリシー等を定め、 講演会の開催等により啓発に努めているが、特に新たな役職 員の着任時には、これらの趣旨、内容についての説明資料を 配付する等、役職員が遵守すべき基準として、十分な理解を 求める必要がある。

5. 国民の理解を得るための情報提供

(中略)

平成22年度業務運営評価に係る国交省独法評価委員会の意見においても、ホームページで様々な情報を公表していること自体は評価できるとしているが、それらの書類に含まれる項目が一目で分かるようなリストを掲載するなど、その情報を一般の識者にも利用しやすい形で公表することを強く期待するとされたところである。

機構では、この指摘を踏まえ、ホームページの「入札契約情報」において情報の検索が容易になるよう見出し項目を工夫したり、「入札及び契約の結果の公表」において契約に係る情報を一覧できるリストを掲載した外、トップページのリニューアル等を行ったところである。 今後とも、定期的に見直しを行い、ユーザーが必要な情報を容易に得られる使い勝手の良いホームページとなるよう、更なる改善に取り組んでいく必要がある。

ホームページ上のコンテンツについても、例えば23年度に締結された変更協定自体は速やかに開示されたが、変更後の償還計画(機構と会社の収支予算の明細)等についてのより分かりやすい形での情報提供は遅れた。また、協定も度重なる変更により全体を捉えにくくなっており、単に変更協定のみを順に掲載するのではなく、当初協定に追加・差替えしたものを併せて提供し、しおりを付し、協定変更の概要も掲載する等、分かりやすさ、ユーザーの負担軽減の観点から工夫の余地があると考える。

### 【住宅金融支援機構】

- ① 経営理念・経営方針、コンプライアンスの徹底・浸透の状況
- 所属長からのメッセージの発信などによって組織目標の周知が図られ、また、職員等との個人面談を通じてコミュニケーションの確保と認識の共有が行われ、これらにより内部統制の基盤整備が進むとともに、併せてPDCAに基づく業務の統制も図られつつある。

(中略)

② 機構の事業運営に関わる統合的リスク管理・各種リスク管

理の状況

○ 統合的リスク管理のモニタリング等の方針を策定し、その PDCA を四半期ベースで開始するとともに、新たに月次モニタ リングを開始する一方、年次報告などの見直しも行い、全体 としてタイムリーかつ的確なリスク管理に向けた取組を行っている。

今後は、さらに、フォワードルッキングな視点からのストレステストを積極的に織り込み、リスク管理の深化を行うととともに、それを経営判断に活用していくことを期待する。

# 独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例

### ①業務運営の改善を促す評価に積極的に取り組んでいる評価委員会の例

評価委員会名	取組の概要
外務省独立行政法人評	本評価委員会は、独立行政法人国際交流基金の評価におい
価委員会	て、「業務経費の毎事業年度 1.2%以上削減」に関し、平成 22
	年度の政策増分を加えた経費と平成 23 年度の政策増前の経費
	とを比較し削減率の実績(6.1%)とされていることについて、
	「現在の「項目別評価シート」の記載ぶりでは、全体として
	6.1%が削減されているとの <u>誤解を招くので、次年度からは記載</u>
	ぶりの検討が望まれる」と指摘し、経費削減の状況について国
	民に分かりやすい評価となるよう努めている。
国土交通省独立行政法	本評価委員会は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済
人評価委員会	機構の評価において、道路資産の貸付けに際しては、各高速道
	路会社は、道路を常時良好な状態に保つために機構との協定に
	より、目標設定をすることになっているが、その目標設定の考
	え方や方法が不明であり、指標がカバーしている範囲が少ない
	ことについて、「平成23年度以降のアウトカム指標の組替えに
	関し、その目標設定の <u>考え方や方法</u> が不明であるとともに、具
	体の設定について会社間での考え方が異なっているようであ
	り、改善が求められる。 また、 指標がカバーしている範囲も少
	ないように思われる。 (中略) さらに、設定したアウトカム指
	標については、機構と会社とが連携・協力してその達成を図り、
	利用者への安全で安定的なサービスの提供につなげることが臨
	まれる。」と指摘し、改善に努めている。

### ②業務運営の改善に積極的に取り組んでいる独立行政法人の例

法人名	取組の概要
独立行政法人国立女性	本法人は、業務運営の改善について、運営会議を初めとする
教育会館	各種会議において不断の業務見直しを行っている。年度末には、
(文部科学省所管)	全館職員から業務改善提案を募集し、運営会議出席者による検
	討会議を実施した。
	51 件の提案のうち、
	・ 研修内容の改善提案
	<ul><li>エントランスにおける展示実施</li></ul>
	・ 職員の業務分担の見直し
	・ 組織内での情報共有に関するルールづくり
	など 36 件が検討後措置された。(研修事業の見直しなどの 15
	件については引き続き検討中)
独立行政法人農業環境	本法人は、平成22年度に発生した共用薬品庫内における廃棄
技術研究所	物処理専門業者による破裂事故を受け、次のような取組を実施
(農林水産省所管)	し、 <u>薬品の管理の強化</u> を図っている。
	i ) 請負者に対する薬品取扱教育の実施及び事前の作業内容の
	確認
	ii)外部からの視認性向上のため、薬品庫扉の付け替え(一部
	透明強化ガラス戸)
	iii) <u>カードキー装置導入による入室者及び入室時間の記録</u>
	iv)薬品庫内における薬品の混合等の作業禁止項目の標示
独立行政法人森林総合	本法人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して、
研究所	文部科学省、厚生労働省、独立行政法人日本原子力研究開発機
(農林水産省所管)	構等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委
	員会に8人の専門家を派遣するとともに、放射性物質影響評価
	監の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立し、行政と
	連携し切れ目のない技術支援を行うことにより、森林研究の中

#### 核機関としての取り組みを推進した。

- i) 震災に関連した調査研究 延べ113人の研究者従事
- ii) 成果の公表

林野庁のプレスリリース 3件

福島県との共催による講演 15件

一般を対象とした広報誌 3件

報道機関からの取材 71件

#### 自然災害等に関するリスクへの対応(案)

東日本大震災の発生を踏まえ、独立行政法人等(平成 25 年 1 月 1 日現在 104 法人)に対して、各法人における自然災害等に関係するリスクへの対応について、 法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組実態を把握す るためのアンケート調査を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

- 1 法令や国等からの指示・要請に基づく取組として、次の①から③に掲げる法人に係る人命・財産・業務上のリスク対応のための規程類の整備状況の把握を 行った。
  - ① 法人の役職員や法人の施設の利用者等の人命・身体・施設・設備等の資産 の損失・被害への対応
  - ② 法人の業務継続の困難化への対応
  - ③ 業務上の必要性から使用・保管する危険物等(化学物質、有機溶剤、毒劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等)の紛失・流失等への対応その結果、①のリスクについては103法人、②のリスクについては102法人において規程類を整備済み、整備予定等となっている。残る法人については、規程類の整備までは行われていないものの、①や②のリスクに対しては、関係法令を遵守し、適切な取扱いを行っているとしている。

また、③のリスクについては、危険物等を使用・保管している 60 法人の全 てで規程類の整備が行われている。

- 2 法人の自発的取組については、別添のとおりとなっており、主なものを例示すると以下のとおりである。
  - (1) 法人の施設・設備等に関するもの
    - ① 各法人共通的な施設・設備等に関するもの
      - ・ 被災時の重要なデータ消失に備え、バックアップデータを遠隔地に 保管等(国立公文書館(内閣府)、統計センター(総務省)、中小企業基 盤整備機構(経済産業省)等)
      - 通信インフラが機能不全となった場合に備え、衛星携帯電話等の配備(国際協力機構(外務省)、宇宙航空研究開発機構(文部科学省)、年金積立金管理運用独立行政法人(厚生労働省)等)
      - 帰宅困難者の発生に備え、非常用食糧、飲料水、毛布等備蓄品の拡充(国民生活センター(内閣府)、国立環境研究所(環境省)等)

- ② 法人特有の施設・設備等に関するもの
  - 日本標準時発生機能について日本標準時副局と分散管理システムの 構築に着手(情報通信研究機構(総務省))
  - ・ 自家用発電装置の増強等による稼働体制の強化等(造幣局(財務省)、 国立がん研究センター(厚生労働省)等)
  - 実験施設を耐震性能が最も高い建物に配置(国立健康・栄養研究所 (厚生労働省))
  - 飼育施設を建物の最上階等に設け、カードキーによるセキュリティシステムを導入(国立循環器病研究センター(厚生労働省))
  - ・ バイオ施設が被害を受けた場合、検査室等及び管理区域内の吸排気 系を閉鎖(農林水産消費安全技術センター(農林水産省))

#### (2) 地域との連携等に関するもの

- 地震発生時の広域避難場所として施設を開放することをマニュアル に規定(国立文化財機構(文部科学省))
- 津波発生時の施設提供協力協定を地元自治体と締結(海洋研究開発 機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の避難場所としてUR賃貸住宅の廊下、階段等の共用部分を周辺住民が使用できるよう、自治体と協力協定を締結(都市再生機構(国土交通省))

なお、このほかにも様々な法人独自の取組が報告されている。

今後、各法人において、自然災害等に関するリスクへの対応について取り組まれる際には、上記の取組も参考とされたい。

# (別添) 自然災害等の外部要因に起因するリスクに対する法人の自発的取組状況

## 内閣府所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立公文書館	地震、風水害等による所蔵資料等の 喪失	<ul><li>電子公文書等のデータ、複製物のデジタルデータ・マイクロフィルム等のバックアップを分館(茨城県つくば市)に備えることとした。</li></ul>
国民生活センター	地震等の災害対応全般について	<ul><li>・ 地震等の災害対応の手引きとして、現在の『災害等緊急時行動マニュアル』を平成21年8月1日に作成し、役職員へ平成21月8月7日に周知した。</li></ul>
	地震等の災害発生に伴う業務総続 の困難化	<ul><li>・ 災害時の勤務体制や業務対応の方針等について規定した『業務総 続計画』を平成21年8月1日に作成し、役職員へ平成21年8月7 日に周知した。</li></ul>
	地震等の災害発生時における公共 交通機能麻痺による職員の帰宅困 難化	<ul><li>『業務総続計画』作成時に、災害発生のため帰宅困難となった職員に対して、安否情報の提供、飲料水や食料品の確保、就寝場所の提供等の支援を行うことを規定した。</li></ul>
	地震等の災害発生による実験室内 における試薬等の飛散、実験器具の 破損等による人的被害の発生	<ul> <li>商品テスト部門における試薬管理等について「商品テストの安全ガイド」を平成16年3月に作成し、役職長一本成16年6月に周知して徹底に努めるともに、更なる日常的な管理意識向上のため、部員個々の違守状況について、重属の上司により毎月チェックシートを用いて点検を行っている。</li> </ul>
北方領土問題対策協会	北方四島交流事業実施時における 自然災害に対する参加者の安全確 保、業務総続の困難性	<ul><li>北方四島で事業を実施するという特殊な環境において、参加者や職員の人命保護、適切な業務総続のため、危機対応マニュアルを作成した。</li></ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>サーバの機能不全により業務データが失われ業務総続に支障を来す場合に備え、法人の情報システム一部をクラウドにより管理する方式に変更することとした。</li></ul>
	自然災害発生時における公共交通 機能麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、水等の防災用品の備蓄を行うこととした。</li></ul>
	大規模災害等の非常時における情 報伝達の困難化	<ul><li>・ 大規模災害等において、協会内で、情報の把握、共有が必要な場合における緊急連絡体制を策定した。</li></ul>

-111-

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
情報通信研究機構	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul><li>・ 大規模震災時等における情報伝達手段として、新規に安否確認システムを導入し、同システムの訓練を行った。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ等の流行により、出勤停止(特別体暇)を要請する為にメールを一斉送信できる伝達システムを導入している。また業務総続のための最小限の緊急要員の招集も同システムで行う。</li></ul>
	地震や停電による日本標準時業務 への影響	<ul> <li>研究棟の基礎に免版構造を採用している。また研究棟自身の非常 用電源設備に加え、各システムに個別のバックアップ電源を備えて いる。</li> </ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>突然の停電が発生した場合に、重要なサーバが異常停止しないよう、自動的に非常用バックアップ電源(短時間用)に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
	原子力事故の発生に伴う、福島長波 送信所運営の困難化	<ul> <li>送信所が避難指示解除準備区域に指定されたことから、遠隔監視 制御装置を緊急開発・導入し、東京からのリモート運用体制で業務 を続けている。</li> </ul>
	大規模災害に伴う研究施設損壊等 による機能不全	<ul><li>東京にしかない日本標準時発生機能を他エリアにも設けるべく、 日本標準時副局と分散管理システムの構築に着手した。</li></ul>
	地震に伴う容器の破損等による化 学品の混触危険 (発火、有毒ガス発 生)	<ul><li>・ 混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬品同士が万一の漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管している。</li></ul>
	地震による危険物の流失	・ 危険物の容器の転倒防止のため床や壁に金具で固定している。
	地震、津波による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある遺伝子組み換え生物、生体計判等の消失	・ 遺伝子組み換え生物、生体試料等について、組換えDNA実験安全委員会にて内容を構査し、流失、飛散の防止を行うとともに、万が一の流失においても外界生存不可能な生体試料を用いる等、委員会で確認のト実施している。
	羊るこ	・ 使用研究室にてチェックシートを用いて点検を行うなど、試薬管理等の日常的な管理意識向上に向けた取り組みを実施している。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄を行っている。
	精華町地域における災害全般につ いて	<ul><li>・ 精華町との間で、防災活動を実施する上での協力事項について、 覚書を締結した。</li></ul>
統計センタ -	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品を備蓄。</li></ul>
	大規模災害全般について	<ul> <li>災害時における避難手順(マニュアル)をイントラネットに掲載するとともに、その旨をメールで全職員に周知。</li> <li>政府が計井周利用ラステム業務機続計画に基づき、災害等の緊急</li> </ul>
	停電発生に伴う業務総続困難化	争感に開本た訓練を干版24 + 4 の 1 に 1 つ 2 。 ・ 大規模停電や計画停電に備え、サーバ等のシャットダウン及び再 起動を選やかに行えるよう作業手順を再確認し、平成 2 3 年 7 月 に 実施訓練を行った。
	パンデミックに伴う業務継続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ対策について、職員が感染した場合においても感染を拡大しないようにして業務運営を行えるよう対策備蓄品(マスク、手指消毒用アルコール、消毒用手袋)を配備するとともに、状況把握及び対策を実行。</li></ul>
	地震等大規模災害による保有システム等の機能不全による業務総続の困難化	<ul><li>・ 集計用データについて、災害時等の業務総続、安定的な運用を考慮し、地震対策設備、電力供給設備や強固なセキュリティ対策が施されている、遠隔地のデータセンターにバックアップを行っている。</li></ul>
平和祈念事業特別基金	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	・ サーバの機能不全によりデータ等が失われ業務総続に支障を来す場合に備え、データセンターの移設及び法人の情報システムを全面的にクラウド化により管理する方式に変更した。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
郵便貯金·簡 易生命保険 管理機構	緊急事態の発生に伴う体制の不備	<ul><li>緊急事態の発生により機構の業務に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、当該緊急事態に係る緊急事態対応業務を円滑に推進するため特別の必要があると認められるときは、臨時に緊急事態対策本部を設置する。</li></ul>
	大規模な地震災害が発生した場合 の非常用品の確保の困難	<ul><li>非常用の飲料水及び食糧、医薬品等、ラジオ等機材を備蓄している。</li></ul>
	緊急事態の発生によるシステム障 害の発生に伴う情報システムのデ	<ul><li>情報システムのバックアップデータが記録された媒体は、障害発生時に速やかにデータ復元に使用できるよう、施錠可能な安全な場</li></ul>
	一々のバックアップの困難	所に保管する。
	大規模災害全般について	· 緊急事態対応計画の全面改正及び業務総続計画の新規制定をおこなった。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難	・ 新型インフルエンザ用事業総統計画は制定済み。

## 対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク 外務省所管法人

国際協力機構 法人名

法人の自発的な取組の内容

	一起囚りるリ人ク	
国際協力機		・ 当機構は、「首都直下地震対策大綱」で定める首都中枢機関では
構		カの、東日本大震災の際、途上国から来日中
	株本がオ4曲し出出※イーと表場	車の緊急援助チームの活動支援を行う等、中央省庁
	高島のつく可容に来たが、の米袋を泳作法困難にため	外国公館(自国民保護の義務有)等の首都中枢機関を支える重要な
	などがしいは発言である	役割を担った。このような経験を踏まえ、「首都直下地震対策大綱」
		に基づき、別表1の2の内容の事業継続管理規程及び事業継続計画
		(BCP)を策定中。
		5 (別表1の2) を実
		٣
	地震等により本部ビルが利用不能	限のPC、通信機機器等が動作するよう停電対策を行う予定。一部
	(入館規制や電気・通信の不通) に	施設では整備済み。
	なる	
		は、銀行伝送システムのミラーサーバを設置する等、執務環境の整備を行った。
	公共交通機関が麻痺し、職員等の帰 宅が困難になる	宇
	※事件の選信インコー機能下令に	
	メラドシの自コノノノンWRFT主により、職員等の安否確認が困難になる	・ 職員等の安否確認を迅速かつより確実に行うため、民間が運営する安否確認サービスを導入した。導入後、訓練を複数回行っている。
		・ 通常使用している電話(固定・携帯)や通信システムのいずれか、
	災害時の通信インフレ機能不全による。 城井 ではおは	全てが利用できなくなるこ。
	ا ك 1	
	難になる	等のバックアップ化)を図る
	地震等災害発生時に健康管理セン	班士光二十二世史 9 名字四 2 年 3 安全,相样:"古叶群乡思珍清宗
	ターでの医療廃棄物保管容器の横	
	転による液体等の漏れ	シン暦1として対ルシ。
	かのき	т.
	1	事業継続管理委員会を設置する予定。
国際交流基	国内外での治安の悪化や自然災害	・ 迅速な意思決定を可能とする体制の確保、緊急連絡網の整備、海上派遣を発展して、 サイド・エディー ジケル・コーン・エン・コーン・エン・エー・
組	等による緊急事態	外戦略伝護寺(江:事蛍神外事務庁長か参集する伝議)における神久道占で智慧も終験で名籍的仕者
		11:00
	パンデミックに伴う業務継続の困	・の人人の女の挙倒インファインサについて、ベントドック化の句を作った。「「「()」はいって、「」()」はいって、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
	難化	漢字の高い国への派遣職員と技場派遣専門家に対して、 くくク・コーガニ 年の多味対策権 見を配弁

## 財務省所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
酒類総合研	災害全般について	・ 緊急連絡網を整備するとともに、震災時の避難先を指定した。
五	地震に伴う法人の所有するパソコ ンの故障等による業務の困難化	<ul><li>バソコンにより作成したデータについては、定期的及び必要に応じてバックアップを行うよう周知徹底を図り、災害に備えることとしている。業務の運営に係るデータはサーバへの保存を徹底している。</li></ul>
	地震に伴う危険物の流出	<ul><li>震災等に伴う災害発生予防のため、日常的に危険物等の転倒、落下等の点検を実施している。</li></ul>
	地震に伴う人的・物的被害	・ 建物の劣化診断、耐震診断を実施し、安全性を確認した。
	地震に伴う人的・物的被害	<ul><li>・ 東日本大震災を契機に、緊急地震速報を受信し、館内に避難放送を行うシステム等を導入した。</li></ul>
高幣高		<ul> <li>・ 危機発生時の初動から収束までにおける一連の情報の流れをマニュアル化し、危機対応マニュアルとして整備し、各課室に備えた。</li> <li>・ 地震等の災害発生時の役職員の基本的行動について定めた災害対策マニュアルを整備し、各局に備えた。</li> </ul>
	大規模災害発生時の施設損傷等	
		<ul><li>・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、飲料水、プランケット、簡易トイレ等を備蓄している。</li></ul>
		また、発災時の近隣住民への支援や自治体との連携等については、
		現在検討中。なお、東日本大震災発生時には、東京支局において、 東目していた県守田継多 11 タニ社   空沿田に庁金の判院を担併
		不らったがに他もの雑音 こもにめつ、旧石石にご言う即産の投釈し、飲食等の支給を行った。
-1		
13	:	が増大し、大規模停電による混乱を想定し、突発停電に対する目家発電動が備の技働等(実際に停雷・復電させ、弥雷診備の操作及が決
	自然災害等に伴う停電	* (単記) (この) (単語) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この
		地訓練を実施した他、老朽化した空調のコジェネタイプへの更新及 び太陽光発電設備(120kW)の導入等の取組みを行った。
国立印刷局	津波に伴う人的被害	· 大津波警報の発令を想定し、高所への避難訓練を実施した(津波 地車が知中され 2 つ 端間)
	-/ %	
	農災寺のス規模災害時の官職充行 の機能低下	システムの2拠点間において、災害時を想定した緊急官報製造訓練
	地震、津波等による災害時の事業中 新	
日本万国博	火災・大規模地震・その他の災害に	・ 消防法で定められた「自衛消防組織」の編成に加え、機構が管理
1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	ける人命の危険、被害の拡大、二次的流電の発生	
(H)	的次音が光土	無

# 文部科学省所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立特別支援教育総合 研究所	地震、津波等の大規模災害による人的被害	
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	・ 外出している聯員や在宅時に発生した際の安否確認のため、事務職員については、携帯メールを利用することとし携帯メールアドレスを収集した。また、安否確認システムの導入について検討している。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧等の防災用品の備蓄量を増加させた。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による情報発信機能 (研修参加者の派遣元への安否情報の発信) の低下報の発信) の低下	· 必要最低限度の情報発信機能(研修参加者の派遣元への安否情報 の発信)の確保を図るための方策を検討している。
	大規模災害時における緊急参集要 員の確保	<ul><li>研究所近隣居住の職員を緊急時参集要員とし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに参集すること、連絡には携帯電話及び携帯メールを使用することを検討している。</li></ul>
	大規模災害時におけるインフラ状 況の把握	<ul> <li>大規模災害時のインフラの確保見通しについて検討した。停電時には非常用自家発電機により一部のTV、PCに電気を供給できるよう改修した。</li> </ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>・ 次期電子計算機システムの更新にあたりクラウド等を検討することとした。</li></ul>
	大規模災害時における近隣住民の 避難による混乱	・ 防災マニュアルにおいて避難住民への対応を定めている。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>・ 新型インフルエンザ等の流行時において、発症した職員を就業禁止とし、そのための手続きを明確にした。</li></ul>
大学入 以ター ンター	東日本大震災の影響による試験場 の使用困難	<ul><li>・東日本大震災の影響により、震災前の試験場での試験実施が困難な場合又は公共交通機関が復旧していない地域について臨時の試験場を設定している。</li></ul>
	東日本大震災の影響による志願者の受験困難	<ul> <li>高等学校の卒業見込者が受験する試験場については、在席している学校の住所に基づき指定しているが、東日本大震災の影響により元の学校に在席したまま整難先から他の学校に通学している場合は、志願者からの希望により実際に居住している住所に基づき試験場を指定している。</li> <li>東日本大震災の影響により、自宅家屋が全様するなど一定の免除要件を満たした志願者の検定料を免除している。</li> </ul>
国立青少年 教育振興機	自然災害等による体験活動中の人 的被害の発生	<ul> <li>国公立青少年教育施設職員、教育委員会担当者、民間事業者等を対象とした安全管理講習(山系活動編、水辺系活動編)や、各教育施設の安全管理に関する職員研修を実施するとともに、各教育施設で作成している危険度の高い活動プログラムの安全対策マニュアルを随時見直して、職員へ周知徹底を図っている。</li> </ul>
	自然災害等による人的被害等の発 生	<ul><li>・・一部の教育施設においては、地方自治体等が災害時において避難 所等として施設を利用するための協定を締結するとともに、情報の 共有化等について確認することにより連携を強化している。</li></ul>
国立女性教育会館	大規模災害全般について	・ 災害対応・連携のマニュアルの作成。
国立科学博物館	地震による標本資料の被害(転倒等 による破損)	・ 貴重な標本資料を長期・安定的に保管するため、筑波地区への移 転事業により整備した収蔵施設では、耐震性能が優れている基礎免 震構造を採用した建物を建設した。 (平成23年3月建物完成、東 日本大震災時は被害無し)

	地震等による法人の所有するサー バの機能不全による業務継続の困 難化	<ul><li>・サーバの機能不全により業務データ等が失われる場合に備え、物理的に離れた複数の拠点にバックアップをとる方法を採用した。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄を行っている。
	停電発生に伴うDNA保存設備の 停止による研究・保存業務への影響	· 停電が発生した場合に,冷凍管理が必要な標本の保存設備の機能 を維持するため、自動的に非常パックアップ装置に切り替えるシス テムを導入している。
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う本館・地区との通信連絡を改善	<ul><li>・ 筑波地区において、災害時の植物園来園者の所在・安全確認のため通信に有効であるPHSを設置した。</li></ul>
	地震、暴風雨等に伴う施設等の被害、及び樹木の枝折れ、倒木等物的 被害	・ 大きな地震、台風、大雨の後は、職員による建物・敷地内外の巡回を実施し、施設の被害や倒木等があった場合には、立入禁止措置や注意書きの掲示をし、職員処置可能な物については、速やかに撤去業業を入ったしている。 また、職員及び朱昭(園)者の危険を回避するため当該地区内に対する大雨・強風等の警報、注意報の発表をインターネット等で監視し、易示核等により来館(園)者に注意喚起したり、臨時閉館(園)を検討することとしている。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ等の感染拡大に備えて、出入口における消毒用アルコールの設置及びマスクの販売を行っている。また、感染拡大を防ぐため業務総続・業務縮小に関する方針や手順を整備し、館内に周知を図った。</li></ul>
	スズメバチ等危険動物の発生	<ul> <li>屋外施設においてスズメバチ等危険動物が発生した場合に、来館(圏)者へ掲示等により注意優起することや発生エリアを立入禁止とし、専門家による原本作所でうこととしている。</li> <li>オが一、ハチ等に割された者が出た場合には、病院の照会や教急車の要請などを速やかに行うこととしている。</li> </ul>
物質·材料研究機構	地震等災害発生による実験室内における実験室内における試薬等の飛散、ボンベ転倒、物品の落下等による人的被害の発生	・ 試薬棚等の各種の物品棚及びポンベ等の転倒防止、実験装置や書棚等の金具による固定、物品の落下防止の対策等の実施について、安全パトロール等で指導し、徹底を行っている。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	
	法人の業務総続の困難化	<ul><li>・ 地震や落雷等の影響による停電時に備えて、自家用発電機の増設 を検討</li></ul>
	地震発生時における自衛消防隊活動中の隊内連絡手段の喪失 原子力発電所停止に伴う電気料金	新消防隊活動における構内電話等の不通による活動連絡手するため無線機を準備した。 
	<ul><li>(水) カルモルドンモベイエの大幅な引き上げによる経費の増大</li><li>大</li></ul>	・ 自家用発電機の導入、電気式からガス式空調機への更新等、買電による電力の消費を極力抑える。
	大規模災害発生時における通信機 能の麻痺	・ 構内専用PHS(外線通話可能)を、ほぼ1人1台導入し運用し ており、震災時も通話不可となることなく良好に運用できた。
	大規模災害発生時における上水の 停止	<ul><li>・ 井水装置を設置し、市水供給停止時でも自前で上水を確保している。しかし、電力がないと運転できないため、自家発電機の導入が実現すれば、停電時でも運転は可能。</li></ul>
防災科学技 術研究所	地震、津波、原子力事故等の大規模 災害に伴う事業所の損壊等による 機能不全	<ul><li>・非常時におけるつくば本所の機能を、兵庫耐震工学研究センター・ ・雪米防災研究センターにおいて代替できるよう、マニュアルの検討を行うこととした。</li></ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>つくば本所が被災し、本所から地震データの解析情報が発出できない場合に備え、兵庫耐震工学研究センター等を通じて解析情報を発出できるように検討を行った。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>・ 突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な観測・サーバ設備が停止しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
放射線医学総合研究所	研究所の活動に関連する潜在リス クにおいて、高いと判断したリスク	・ 「施設老朽化・耐震対策不足」については、所内の全ての建築を対象とした施設・設備の老朽化対策として、今後6年間(平成24年度~29年度)の設備機器改修年次計画を策定。
国立美術館	地震に伴う来場者等の安全	・ 消防訓練の一環として、避難誘導の訓練の実施。
	台風等自然災害時における臨時閉館	· 台風等自然災害時において、臨時閉館を判断するための基準等の整備。
	彫刻等立体作品への免震台の導入 について	· 地震発生による転倒防止のため、彫刻等立体作品への免震台の導入。
	建物の耐震化、免震化等	・ 地震発生による被害軽減のため、施設の耐震化、免震化等の実施。
国立文化財 機構	地震等大規模災害全般について	· 大規模災害対応・連携の手引き (マニュアル)を作成し、各施設 に備えた。
	地震等大規模災害発生による人的 被害	<ul><li>・ 来館者の避難誘導や避難経路について、防災マニュアルに明記し職員に周知しているほか、毎年自治体等と連携した防災訓練を各施設で行っている。また職員用のヘルメットを購入し、各部署に備蓄している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時における 職員及び来館者の帰宅困難化	<ul><li>職員用の非常食等、防災用品の備蓄を行っているほか、京都国立 博物館では地震発生時の広域避難所として施設を開放する旨をマ ニュアルに明記している。</li></ul>
	地震等大規模災害による法人の所 有する収蔵品等の破損	<ul><li>・ 地震等による収蔵庫棚の転倒・倒壊防止措置を講じているほか、 作品の展示ケースに免震装置を導入している。また展示施設の耐震 補強工事を実施した。</li></ul>
	地震等大相違災害による決人の所	・ 主要なサーバは免課台に乗せているほか、停電時にはバッテリー容量内の電源で短時間であれば稼動できるようにし、バックアップデータは除号・ ファータに発達・ エータは接令・ エード・ ユーロー はない カーザー
	もなったのでである。 有するサーバの機能不全等に伴う 業務総続の因難化	3年を 20年の
		バックアッフサー
	地震等大規模災害による有毒ガス 等危険物の流出	<ul><li>・ 九州国立博物館ではアンモニアガスの漏えいを想定した防災訓練を実施している。</li></ul>
教員研修センター	大規模災害について	・ 地震等の大規模災害に備えた対応マニュアルの作成を検討中。
\ \	大規模災害時におけるインフラ停 止による研修受講者等への対応	<ul><li>・ 電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、 簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行っている。</li></ul>
	大規模災害時におけるインフラ停 止による職員の帰宅困難	<ul><li>・ 電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、 簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行っている。</li></ul>
科学技術振 興機構	地震による什器等の転倒	<ul><li>・ 各執務室において、壁に接面している書類収納庫等は転倒防止対策を既に講じている。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時における 職員の安否確認困難	・ 各課を通じて全ての職員の安否確認が行える体制を構築する。 ・ 各類において(は、非常時に連絡のつかない職員が発生しないよう。 人事異動対等においても常に職員の連絡網を最新の状態に保つ。 ・ また、新たに社内SNSを導入し、安否状況の確認訓練等を行い、安否確認体制を整備する。
	地震等大規模災害発生時における 公共交通機能麻痺による職員の帰 宅困難化	<ul><li>勤務時間内に震災が発生した場合には、機構の全勤務者に対し、 原則、施設内の待機を要請する。</li><li>機構の勤務者以外の帰宅困難者に対しては、可能な限り、施設等 の提供を行う。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震等大規模災害発生時における 役職員の差しあたりの生命維持因 難	· 勤務時間内の震災発生に備え、機構の全勤務者に非常用持ち出し 品を配布している。
	地震等大規模災害全般	署が集まり総括を行行うとともに、役職
	地震等大規模災害全般	<ul><li>機構で定めている業務総続計画に基づき、緊急参集要員による緊急参集訓練を実施した。</li></ul>
	地震等大規模災害全般	<ul><li>・ 地震等大規模災害全般に対応した危機管理マニュアルを制定する 予定。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時に伴う事業所の損壊等による機能不全	・ 非常時において、川口本部及び都内事務所の機能を代替できる代替先の検討を行っている。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>パンデミックが発生した場合に備え、機構の機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示した事業総続計画を策定した。</li></ul>
	地震発生による、機構施設(日本科学未来館)利用者への、天井落下による被害	<ul><li>「落ちない」天井を追求するのではなく、「仮に落ちても大事に至らない」軽くて柔らかい「膜天井」を研究者との共同研究により、採用した。</li></ul>
	余震等による機構施設(日本科学未来館)の二次災害	· 建物躯体の安全確認と施設および展示の復旧確認が行えるまで、 自発的に休館期間を設定した。
	不祥事・犯罪・事故・訴訟・天災等 の不測の事態に対する適切な対応 がとられないことの被害拡大(日本 科学未来館)	・ 既存の危機管理マニュアルを見直した。
	地震等発生による、機構施設(日本 科学未来館)利用者への、災害によ る被害	<ul><li>・ 地震発生等を想定した、機構施設(日本科学未来館)の防災訓練を強化している(展示フロアでの訓練を毎月1回実施)。</li></ul>
	地震、津波等による機構施設(日本 科学未来館)の所有するデータの機 能不全による業務総続の困難化	<ul><li>データ等が失われ業務総続に支障を来す場合に備え、緊急時の情報共有をサイボウズライブで行う方式を整備し研修を実施した。また、火災や津波、水害に備え、耐火・耐水金庫にデータのバックアップを格納することとした。長期間自宅待機時においても業務が総</li></ul>
日本学術版	災	続できるようリモート接続システムを導入した。 ・ 被災に伴う研究中断・延長制度を導入。また、報告書等提出書類
海沙	困難化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	+
	地震等災害発生による研究費執行の困難化	・ 研究費を翌年度に繰り越すための申請の特別受付、またその手続きの簡便化。
	地震等災害発生による事業への申 請の困難化	· 申請受付期間を延長、延期。
	地震等災害発生によるシンポジウム等の開催の困難化	・ 国際シンポジウム・セミナーの開催を延期。
理化学研究 所		<ul><li>・貴重なパイオリソースを安全に保管するため、自家給水設備、非 常用電源用燃料タンク、液体窒素製造装置の整備に着手した。</li></ul>
	地震等大規模災害発生によるバイ オリソースの損失	・ リソースバックアップ整備を加速し、細胞、微生物についてはほぼきて、動物リソースについては約90%について、播磨研究所のバックアップ形設へ各管した。他のリソースについても、技術開発を行いるし、結計を重おている。
	地震等大規模災害発生によるネットワーク環境の機能不全	マ衆
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による帰宅困難職員の発生、電 気、ガス、水道等のインフラ停止	<ul><li>帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布等の防災用品の拡充を行った。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震等大規模災害発生による混乱	<ul><li>職員の防災意識の啓発と危機管理能力の醸成を図るため、定期的な消防訓練や研修を実施している。</li></ul>
	法人の役職員や法人施設の利用者 等の人命・身体、施設・設備等の資 産の損失・被害	・ 独立行政法人理化学研究所危機管理規程の改正。
	法人の業務継続の困難化	・ 危機管理マニュアルの内容強化。
宇宙航空研究開發機構	大規模地震の発生	・ 大規模地震に対応した事業総続計画を各事業所毎に策定した。
#1%126141	大規模地震発生時における公共交 通機能麻痺による帰宅困難者の発 生	<ul><li>帰宅困難者の発生、電気・水道等のインフラ停止に備え、非常用食、飲用水、ブランケット、防災ラジオ等の防災用品の備蓄を実施。</li></ul>
	大規模地震発生時の役職員の安否 確認困難	<ul><li>・ 各部署において、災害発生時における安否確認の実施について訓練を通じて手順・方法の確認を実施。</li><li>・ 現在、企業が提供している安否確認サービスの導入を検討中。</li></ul>
	大規模地震発生時の事業所間の通 信困難化	<ul><li>公衆回線、ネットワークダウンに備え、主要な事業所において衛星携帯電話の調達を実施した。</li></ul>
	災害による停電の発生	・ 停電に備え、人員の安全確保、宇宙機及び重要な資産の保全に必要となる電源確保のために、自家発電装置を設置。 (一部事業所を除く)
	大規模地震発生後の大規模停電、ネ	・ 重要データのバックアップ媒体の遠隔地輸送を実施。業務システ
	ットワーク設備損壊等によるデー タ通信の不全化	ムやネットワークの冗長化、被災時の運用体制等をはじめとした対 策等について検討中。
	パンデミックに伴う業務継続の困難化	<ul><li>・ 新型インフルエンザの流行に伴い、新型インフルエンザ対応の事業総続計画を策定し、実行した。</li></ul>
	大規模震災に伴う環境事故の発生 による周辺環境の汚染	<ul><li>環境事故に繋がる環境リスクを視覚化し、環境事故防止対策を立てた。</li></ul>
日本スポーツ振興セン	大震災における人的被害	・ 職員の安全及び事業の総続性を確保するため、全役職員へ防災用品、保存食等を配備した。
4-	大震災における人的被害	・ 営業施設利用者に対する非常時の避難誘導訓練実施。
	海外でのテロ、疾病、大規模災害な ど	・ 海外渡航危機管理ガイドブック・マニュアルを作成した。
	大規模自然災害、テロ、パンデミッ クなど	<ul><li>・ 緊急事態における役職員の行動体制・対応手順を明確化した「緊急事態対応ガイドライン」を制定した。</li></ul>
日本芸術文	地震に伴う来場者等の安全	・ 消防訓練の一環として、避難誘導の訓練を行っている。
に有寒水	地震に伴う人的・物的被害	・ ロッカーの転倒防止策を実施した。
	地震等の大規模災害に伴う事業所 の損壊等による機能不全	・ 耐震調査を行い、必要に応じて耐震構強工事を行った。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による来場者及び職員等の帰 宅困難化	<ul><li>・ 帰宅困難来場者及び職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ 停止に備え、非常用食糧、サバイパルシート、簡易トイレ等の防災 用品の備蓄を行っている。</li></ul>
	地震に伴う容器の破損等による潤 滑油等の混触危険(発火)	<ul><li>・・混合することにより発火しないよう、危険物の転倒及び混触を防止する措置を行った。</li></ul>
日本学生支援機構	職員の防災への意識	<ul><li>管理職以上の職員に対し、神戸市にて阪神・淡路大震災を経験した機構理事長より防災に係る講演を行うことにより、防災への意識高揚を図った。</li></ul>
	災害時の安否確認困難	・ 災害時の安否確認のため緊急連絡網の整備を行った。
	災害発生時の全役職員の身体及び 生命の危険	・ 全役職員に対し防災用ヘルメットの貸与の準備を行った。
海洋研究開 発機構	勤務時間内外に地震・津波等大規模 災害が発生した際の役職員の安否 確認や連絡の困難	<ul><li>安否確認システムを導入し、定期的に職員への周知・訓練を実施している。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震・津波に伴う人的・物的被害	・ 津波を伴う大規模地震を想定した防災対策の見直しや避難マニュアルを作成するとともに、防災訓練を実施している。 ・ 拠点毎に最大規模災害によって引き起こされうる人的・物的被害 状況を想定したリスクアセスメントを実施し、防災対策の改善検討 に活用している。 ・ また、横浜研究所においては、津波発生時における施設等の提供 協力に関する協定を地元自治体と締結している。
	大規模災害発生時、通信インフラ機 能不全に伴う拠点間の連絡困難	・ MCA無線を各拠点に備えている。
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul> <li>突然の停電が発生した場合に、消火栓ボンブ及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。</li> </ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	・ 新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。
	地震・津波発生時における公共交通 機能麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・ 帰宅因業者の発生、インフラ停止に備え、非常用食糧やその他防災用品を構内に分散して備蓄している。</li></ul>
国立高等專 門学校機構	地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破 損等による人的被害の発生	<ul> <li>耐震性能に劣る建物の耐震化を推進している。また、定期的に実施する監事監査・内部監査において、内規と実施要領等を確認し、保管状況を実査している。</li> </ul>
	原子力事故の発生に伴う人的被害	· 福島の事故を契機に、原子力異常の発生を想定した防災マニュア ルを作成し学生・教職員に周知した。 (福島高専)
	津波に伴う人的被害	<ul><li>・ 津波による被害が想定される学校において、高い場所への避難を 想定し、人的被害を防ぐため、屋上へ手すりを設置した。(阿南高 専、高知高専)</li></ul>
-116-	地震発生時における公共交通機能 麻痺による学生・教職員の帰宅困難 化	・ 帰宅困難者の発生に備え、非常用毛布等の防災用品の備蓄を行うこととし、食料品等については、大震災が想定される地域を優先的に、備蓄を始めている。また、学生食堂委託業者と、災害時の食料品・生活用品の提供及び施設・厨房内什器の使用に関する協定の締結を抵めている。
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による学生・教職員の安否確認困難	<ul><li>・ 学生及び教職員を対象とした安否確認システムを、本部事務局に 導入し、各学校への導入を推進している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機 能の低下	<ul><li>・通信インフラ機能不全となった学校に代わり、機構本部等にて、 代行して情報発信を行う体制を整備した。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う支部・支所と の連絡困難	<ul><li>震災時に通信が比較的有効だったPHSを、本部事務局及び各キャンパスに4台(固定式2台、携帯式2台)配布し、PHSによる機構本部及び各学校間、緊急連絡網を構築した。また、災害時優先電話の登録を行った。</li></ul>
	大規模災害全般について	・ 大規模災害対応・連携の手引きを作成し、各学校に周知した。
	パンデミックに伴う業務等総続の 困難化	<ul><li>新型インフルエンザ等に罹患した学生については、新型インフルエンザ対応マニュアルに基づき、出校停止を命じ、また教職員については、出勤停止(特別休暇)を要請することにしている。</li></ul>
	停電発生に伴う業務等継続への影 響	· 突然の停電が発生した場合に、対策本部等の業務等継続のために、 小型発電機の配置の拡充及び既設太陽光発電の活用について検討。
大学評価·学位授与機構	地震等大規模災害による、組織とし ての指揮系統の混乱	<ul><li>・ 地震等大規模災害が発生し、機構一体となって対処することが必要と機構長が判断した場合に、危機対策本部を設置することとし、その配下には、総務班、情報収集班等の各班を設置することとした。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の電気、ガス、水道等のインフラ停止、公共交え、水道等のインフラ停止、公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 非常用自家発電機への切替の試運転計画を作成し、定期的に実施。 ・ 非常用食糧、毛布、防災頭巾等の非常用物品を備蓄。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	・ 携帯電話会社が運営する災害伝言サービスの使用方法等について 職員へ周知。 ・ 地震等大規模災害が発生した場合に、職員の安否確認のための一 斉自動送信メールの導入を検討中。
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機 能の低下	<ul><li>サーバが機能不全となった場合においても、法人としての情報発信機能を維持するため、ウェブサイトのクラウド化を実施。</li><li>機構ウェブサイト内に、機構職員向けの携帯電話用モバイルサイトの構築を検討中。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う複数オフィス間の連絡困難	・ 災害時優先通信サービスの導入を検討中。
	地震等、または地震等に起因する停電等による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の困難 化	<ul> <li>非常用自家発電機により、停電時においてもサーバへ電力が供給できるよう電源系統の改修を実施。</li> <li>無停電電源装置を各フロアに整備。</li> <li>保有する各種データを外部サーバへバックアップ可能な体制を検討する各種データを外部サーバへバックアップ可能な体制を検討する</li> </ul>
	大規模災害全般について	<ul><li>・ 防災マニュアルの策定。</li><li>・ 防災マニュアルを職員が常時携行できるよう、その要点を名刺サイズにまとめた「大規模災害の発生に備えて」を全職員へ配付。</li></ul>
	大規模災害全般について	<ul><li>災害発生時に職員等が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、 年1回以上、防災訓練を実施。</li></ul>
_	大規模災害全般について	
_	大規模災害全般について	<ul><li>・ 休日等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合に備え、非常時 参集要員をあらかじめ指定。</li></ul>
	大規模災害全般について	・ 執務室内の備品等の転倒、落下防止の措置。
国立大学財務・経営センター	災害発生時における公共交通機能 麻痺等による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。</li></ul>
日本原子力研究開発機構	地震等大規模災害全般について	<ul> <li>東日本大震災の経験を踏まえ、各組織において「地震発生時対応要領」等の非常時対応マニュアルや規程類の見直し及び整備、耐震対策及び転倒防止策の強化、安全パトロールの実施、非常時対応訓練の実施、非常時対応訓練の実施、非常時の防護機材や非常用食料品・飲料水の整備等を行った。</li> </ul>
	地震等大規模災害発生時の通信イ ンフラ不全	<ul><li>震災時の広域停電を考慮し、茨城地区に集中しているネットワークの主要機能をバックアップするシステムを茨城地区とは別の電力会社管内にある関西光科学研究所に予備系メールシステムを設置し、平成 23 年 12 月より運用を開始した。</li></ul>
日本私立学校振興·共済事業団	地震・台風等自然災害発生時の対応	<ul> <li>個々の職員が災害発生時に的確かつ迅速に対処するため、①職場内外で災害が発生した時の初期行動②帰宅又は事務所内残留(待機)の判断③事業の総続に関する活動について加筆・整理し、その具体的内容を災害対策マニュアルとしてまとめた。</li> <li>また、災害対策マニュアルとしてまとめた。</li> <li>また、災害対策マニュアルを東日本大震災後に改訂し、平成 24年7月に後職員に周知した。</li> </ul>
		追とまき

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震発生時における公共機関機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅可能かどうかを総合的に判断するために、災害対策マニュアルに確認すべき災害状況等の項目を列挙した。 ・ 確認すべき事項とは、切内閣体や東京前がとからの待機要請、② 発生時刻(日没までに帰宅できるか)、③天候(今後の予報を含む)、 ④余震発生状況、⑤停電の有無、⑥交通機関の運行状況、⑦道路状況・侵害の有無、⑥交通機関の運行状況、⑦薄離状況・促放発生の有無、⑧本人の希望や特殊。同日宅までの距離、家族・自宅の安否確認)、⑨帰宅する場合、同一方向に向かう人は集団で行動する等である。 ・ また、各部署において、帰宅職員と残留職員の名簿を作成し、帰宅した職員は、無事に帰宅した旨を所属長へ報告することとした。 ・ 非は、各部署はおいて、帰宅職員と残留職員の名簿を作成し、帰宅した職員は、無事に帰宅した旨を所属長へ報告することとした。
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul> <li>災害対策マニュアルに「職場外で災害が発生したときの初期行動」 及び安否の連絡の方法について掲載した。</li> <li>なお、通常の電話回線が通じない場合は、「災害用伝言ダイヤル」 等を利用し、家族等の安否を確認する(予め家族の集合場所を決めておく)ことを周知した。</li> </ul>
	地震等による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の困難化	サーバの機能不全によりデータ等が失われ業務継続に支障を来す 場合に備え、バックアップを遠隔地に保存しているが、クラウドを 併用する方式を検討中。
	停電発生による業務への影響	<ul> <li>突然の停電が発生した場合に、サーバが安全にシャットダウンできるよう、非常用バックアップ電源(UPS)システムを導入している。</li> <li>・ また、非常用にラジオ、懐中電灯、ろうそく、簡易型自家発電装置を備えた。</li> </ul>
	地震、風水害に伴う設備の落下	<ul><li>・ 屋上に設置しているエアコン室外機の転倒防止対策工事を実施した。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総結の困難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、自己、同居人等が感染症に かかり又はその疑いがある場合は、所属長に状況を報告し、所属長 は、対象となる職員に対し、出勤停止等の命令を行い職場内感染を 防止し、出勤する職員を減らしつつ重要業務を総続するよう努める こととした。</li> </ul>

厚生労働省所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立健康·栄養研究所	地震等による危険物の転倒の際の 二次被害	<ul><li>・ 危険物の容器の転倒防止のため、棚等を床や壁に金具で固定し職員の安全確保に努めた。</li></ul>
	地震等災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難 化	<ul><li>・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧等の防災用品の備蓄を行っている。</li><li>・ また、台風等の災害が予測される場合は、早期帰宅を促し、職員 の安全確保に努めている。(特別休暇で対応)</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止 しないよう、電力供給設備の二系統化や自動的に非常用バックアッ ブ電源に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
	地震等による生態系への影響や人 間に対する健康被害を生じさせる 可能性のある実験動物、遺伝子組み	<ul><li>・ 実験動物、遺伝子組み換え生物等を耐震性能が最も高い研究棟に 配置している。</li></ul>
	換え生物等の逃避	
労働安全衛生総合研究	地震等に伴う容器の破損等による 化学品の混触危険(発火、有毒ガス 発生)	品庫や薬品箱道している
<u> </u>	実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発発の発発をある人的を	のいては、女全衛生委員会による職場巡視、上司によるチェック等により管理を行っている。
	地震等に伴う高圧ガス容器等の破損、爆発等の危険	・ 全てのガス容器をスタンドに置き、鎖で固定している。
	地震等による施設破損等による実 験動物の脱走	<ul> <li>実験動物は、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のあるものではないが、動物逃亡の予防を中心とした次の対策を取っている。①棚置き型の飼育ケージ、自動給水ケージは蓋がしっかり施されているかの点検。②飼育室の入口にネズミ返し(ガード)の設置。</li> </ul>
	地震等大規模災害に伴う本部機能 の損壊等による機能不全。通信イン フラ機能不全による職員の安否確 認困難化	・ 従前から本部機能は清瀬地区に有するとともに、登戸地区に於いても役員用等の部屋、機器等を設けてあり代替が一部可能である。対策方針等を明確化して取組の改善を図る。
	地震等による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の困難化	<ul><li>・ 地震によるサーバの機能不全を防止するため、業務上特に重要なサーバは耐震床の上に設置している。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>帰宅困難職員の発生及び水道等のライフライン停止に備え、非常用食糧等の防災用品を備蓄している。</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>研究業務への影響度が高いものについては、自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを備えている。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止 (特別体暇)を要請することにしている。</li></ul>
勤労者退職 金共済機構	地震発生による人的被害	<ul> <li>自社ビルである本部事務所の耐震診断の結果、大規模地震等への対応及び合理性を考慮し、制振又は免震構造のビルに移転することを決定し、公募により 24 年5月に移転した。</li> </ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の人的被害及び帰 宅困難化	<ul><li>帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、防災用ヘルメットを職員に配付した。</li></ul>
	地震等による法人の所有する業務 用データの損失による業務総続の 困難化	<ul> <li>関東圏での局所的な地震等の自然災害による長期的なライフラインサイン供給の停止やシステム機能停止等に備え、必要なデータを西日本に転送・保管することを検討中。</li> </ul>
高齡・障害・ 求職者雇用 支援機構	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布等の防災用品の備蓄について見直すこととした。</li><li>・また、消防計画に基づく帰宅困難者対策について、取扱いを整備する予定としている。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
労働政策研究· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	大規模災害全般について	<ul> <li>・ 既定の「消防計画」及び「緊急行動指針」について、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定するリスクをより明確に定義するともに、その対応についても具体的・実効性のあるものに見直すこととしており、防災マニュアル(仮称)の策定も含め、現在機構内で内容の検討を行っているところ。</li> </ul>
•	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員等の帰宅困難化	<ul> <li>帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を見直すととも に、一般の帰宅難民への支援のあり方についても今後検討を行う予 定。</li> </ul>
労働者健康 福祉機構	自然災害等発生により病院機能に 及ぼす被害	各労災病院において、自院 る災害対策マニュアルや津 持を図る。
	自然災害等発生に伴う通信インフ ラの回線制限による各労災病院と の連絡困難	<ul><li>・ 本部及び各病院において、災害時優先電話を設置している。</li><li>・ 災害発生時における通信用機材として、携帯電話、衛星電話、トランシーバー、トランシーバー用充電器、公衆電話用小銭、移動通信機能付きノートパソコン、移動通信機能付きブリンタ等を設置。</li></ul>
	自然災害等発生に伴う公共交通機 能麻痺による職員の帰宅困難	員の発生に備え、非
	自然災害等発生に伴うライフライ ン機能不全による病院機能の低下	・ 電気、ガス、水道等のライフライン停止に備え、携帯ラジオ、乾電池、懐中電灯の備品を準備するとともに、非常用食糧の備蓄を行うこととした。
	被災による負傷者受入等に伴う被災労災病院における人的不足、医薬 品・食糧品等の物的不足	・全国を小ブロックに分け、被災労災病院が所在する小ブロック内 の労災病院が、被災労災病院に対して必要な人的・物的支援を行う こととしており、ブロック内の支援では十分なが応ができない場合 は、機構本部から全国の労災病院に対して必要な指示をする。 ・機構本部からの支援に当たっては、被災地等の情報を的確に分析 し情報を発信するとともに、医薬品供施支援に当たっては、全国規 様のネットワークを有する業者と連携体制の構築に努める。
	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	
	停電発生に伴う医療機器設備等の 停止による診療業務への影響	<ul> <li>突然の停電が発生した場合に、診療業務への影響を最小限に押さえられるよう、各病院等において非常用目家発電設備を設置しているほか、CVF回路(バッチリーによる無停電コンセント回路)を部分的に設置し、人工呼吸器等生命維持のための装置に影響が出ないよう対策を講じている。</li> </ul>
	停電発生に伴うサーバ停止による 業務への影響	<ul><li>・ 突然の停電が発生した場合に、業務への影響を最小限に抑えられるよう、各施設において自動的に非常用電源や無停電電源装置に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
	自然災害等発生によるwebサーバとメールサーバに及ぼす被害	外部委託して、震度6強の耐波・高潮・液状化発生の危険波・高潮・液状化発生の危険電による影響を最小限に抑えそれを満たすデータセンターととした。
国立病院機構	大規模災害発生時の対応	・ 本部主催の研修として従来の「災害医療従事者研修」に加え「初 動医療班研修」の開催に向けた準備を実施。 具体的には、災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初 動医療班の研修を実施し、災害対応能力の充実を図るため、研修内 容を検討。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立がん研 究センター	津波に伴う人的・物的被害	<ul><li>・ センター内で津波警報が出た時点で、地下階の患者誘導班を設置し、今後、津波避難訓練を新たに実施する予定である。また、地下階から患者を搬送する担架などの準備を行った。</li></ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛木、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行うこととした。 ・ また、センター内運営業者と協定を締結し、災害時・緊急時の食・ ※・水の確保を図った。
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機 能の低下	バメーリン 客体制の確 各体制の整
	大規模災害全般について	・ 大規模災害対応のマニュアルを見直し中である。
	俸電発生への対応	<ul> <li>安定した電力確保を行うため、ガスによる常用発電機の増設により、安定供給の確保を図る。</li> <li>病院機能及び温度管理が必要な実験設備が停止しないよう、電力供給の正重化や自動的に非常用バックアップ電源に切り替わるシステムを導入予定。</li> </ul>
	患者情報のバックアップについて	<ul><li>電子カルテ更新により、患者情報(電子カルテ情報)のバックアップの外部委託化を予定。</li></ul>
	地震に伴う医薬品容器・棚等の転倒・落下破損等による被害	・ 医薬品容器・棚等の転倒、落下防止対策を実施。
国立循環器 病研究セン ター	地震に伴う容器の破損等による化 学品の混触危険(発火、有毒ガス発 生)	<ul><li>有機溶剤や特定化学物質などを使用する部屋として、壁が厚く耐 悪性の高い部屋に共通薬品使用室を設置し、一元的に廃液保管を行うことでリスクが分散化するのを防いでいる。</li></ul>
	職にななする年のものものも	<ul><li>実験動物及び遺伝子組み換え生物の飼育施設をそれぞれ建物の最上階及の最上階と直近下階に設け、出入りについては使用者を特定したカードキーによるセキュリティシステムとしており、容易に外</li></ul>
	え生物、生体資料等の流失	部に実験動物等が逃げ出せない仕組みとしている。
	地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破 損等による人的被害の発生	<ul> <li>労働安全衛生コンサルタントによる施設内のラウンド調査を実施し、地震等の際「転倒等の恐れがあると指摘された薬品棚やキャビネット等について、金具固定等の地震等対策整備を行った。その後は、毎月、安全衛生委員による安全パトロールにおいて必ず落下・転倒の危険性があるものをチェックし、必要の都度対策を講じている。</li> </ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による施設内の部署間連絡困難	・ 電話交換機が故障し、施設内のPHSが使用できなくなった場合 に、無線機による連絡を可能としている。
	大規模災害全般について	・ 災害対応のマニュアルを作成し、各部署に備えている。
	パンデニックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別体暇)を要請することにしている。</li> </ul>
	地震等災害発生時の非常用自家発電装置にかかる燃料確保困難	<ul><li>センターの運営機能を最低限維持するため、非常時に自家発電装置を稼働させる装置を設置している。この装置を稼働させるための燃料を3日間程度備蓄していたが、11日間程度の燃料を保管することとした。</li></ul>
	地震等災害発生時の設備破壊による機能不全	<ul><li>・ 地震等によりインフラが破壊された場合を想定し、センターの設備が賄える機能を調査し、予想される状況を職員へ周知を行った。また、センターが設置する設備の再点検を行い、老朽化した部品等の交換を行い、稼働の信頼性を高めた。</li></ul>

き的な		の停電が発生した場合に、病院機能及び温度管理が必要な実が停止しないよう、電力供給の二系統化(非常用発電機、ガジェネレーション設備)や自動的に非常用バックアップ電源替わるシステムを導入している。	漏出することによって、発火したり有毒ガスを発生させたりする 薬品が薬品棚から落下・転倒しないようにする、必要最小限の備蓄 をする対策を実施した。 混合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬 品の破損による漏えいがないように、転倒防止柵及び薬品ピン保護 カバーの装着を行っている。種別に危険物貯蔵庫の個別の部屋で保 管を行っている。毒劇物はカギのかる金属製保管庫に保管している。	よら保 ル飛管	ーバの機能不全によるシステム停止やデータ欠損等の事象発生 え、日次バックアップを取得している。 要なサーバの電源を保安電源に接続する。	ンフラには、国立情報学研究所(N I I)が構築、運用し 報通信ネットワークである学術情報ネットワーク(S I N 選択し接続している。	飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されている他に廊下やエリア の入退室口にも密閉扉が設置されており、動物の逸走防止のため 複数のバリア構造になっている。	研究部門における試薬管理等のマニュアルを作成し徹底に努めている。また、研究部門における試薬管理等の日常的な管理意識向上のため、研究室内及び入口に啓発用の貼り紙等を行っている。危険物等の在庫記録を保管し、管理を行っている。	実験動物および遺伝子組み換え生物を飼育している飼育ラックが 転倒して飼育動物がケージから外へ出ないように、飼育ラックへ耐 無金具を設置している。また、飼育室の出入り口には動物逸走防止 のためにネズミ返しを設置しているが、設置状態の点検を入退室毎 ている。飼育室毎に部屋を密閉する扉が設置されている他に廊下や エリアへの入退室口にも密閉扉が設置されてより、動物の逸走防止 のために複数のバリア構造になっている。 遺伝子組換え生物を含むモデル動物については、全て耐震性が高 に動物実験施設で飼育している。それ以外の大腸菌などの遺伝子組 換え生物については、耐震性の高い建造物にある各研究室で保管リ 表た生物については、耐震性の高い建造物にある各研究室で保管リ 表た生物については、耐震性の高い建造物にある各研究室で保管リ	各装置毎に災害時の機器点検マニュアルを見直し、予想される損・ ・故障への対応策の再検討、及び画像配信方法に付いても対応策 再検討した。	スタッフ全員へ、災害用伝言ダイヤル利用の周知徹底をした。 病院より住居が徒歩一時間以内の者は、緊急時は速やかに登院す 旨を提言。
法人(	・ 突然の停電が発生した場合に 実験設備などが停止しないよう 発電装置に切り替えるシステム 先度により、選択的な電力供給 テムについては非常用自豪発幅 か、伝票による運用としている	<ul><li>・ 投条</li></ul>		<ul><li>・ 沸点の低い有機溶剤の ガスを発生させたりする ることがないよう、カギ</li></ul>	・ サーバの機能不全によるシステム停止やデに備え、日次バックアップを取得している。 主要なサーバの電源を保安電源に接続する	・ 通信インフラには、国立情 ている情報通信ネットワーク ET)を選択し接続している	· 〈 □	<ul><li>研究部門にいる。また、 いる。また、 のため、研労 物等の在庫計</li></ul>			
対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	停電発生に伴う診療業務及び研究 業務への影響	停電発生に伴う設備の停止による センター業務(診療・研究)及び患 者様への影響	地震に伴う容器の転倒、破損等による有機溶媒、消毒用アルコール、化学品、毒劇物薬品等の漏出危険(発火、有毒ガス、揮発性ガス発生)		地震等により法人の所有するサーバが機能不全となることによる業務総続の困難化	地震等大規模災害発生後のインプラ機能不全による情報発信機能の ほ下	風水害に伴う危険物の流出、実験動 物の逸走等	地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破 損等による人的被害の発生	地震、津波による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じきせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の流失	強震度地震による大型医療機器(CTT/MRI/PET/SPECT/LINAC等々)の損傷に伴う放射線診断・治療業務の遂行不能	災害時、スタッフへの緊急連絡が携 帯電話の不通等で連絡手段がなく 連絡網が伸用できたくなる。
法人名		国立精神・神 経医療研究 センター				_ 1 '	20-			国立国際医療研究と を一ター	,

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	災害時の長時間停電による放射線 診療業務の停止	<ul> <li>・ 長時間停電により、自家発電機能も使用できなくなった場合、オーダリングシステム全でが停止、または、全ての装置が使用できなくなった場合、撮影から画像配信まで、すべてパッテリー使用にて放射線診療が可能なシステム導入の検討。</li> </ul>
	押し寄せる放射線被曝凝いの市民 へのサーベイ対応	<ul> <li>放射能汚染が発生した場合、多数の被曝に不安を持つ市民が殺到する事が予想され、昨年3/14~一週間程度の間、実際に福島地方より避難されてきた42名の住民のサーベイを放射線技師が行った。</li> </ul>
	大事故災害発生時の対応について	<ul><li>「生存被害者の数、重傷度、種類または発生場所のため保健医療サービスによる特別な準備が必要とされる事象」を大事故災害と定義し、対応初勤マニュアルを策定している。また、年一回の災害訓練を実施している。</li></ul>
	地震に伴う建物の破損等の被害(建築設備の被害を含む)及びそれに伴ないのがあままのであれていた。 こ人的被害(ガラス破場による負債	・ 新中央棟(全病床 801 床中 781 床を収容するほか、救急部門・
	チンプログロングライングストランの文別 等の直接的被害、または、家具(医 審機器含む)の転倒や供給設備の破	外来部門・手術部門・放射線診断部門・接重部門等を配置)について、免職構造とすることで、大地震時の揺れを低減し、建物本体及
	断などにより医療活動の継続が困難になったため入院患者の症状が悪にするなどの間接的被害	び設備機器等の被害の軽減を図り、ひいては人的被害の生じる可能 性の低減、医療活動の継続性の向上を図っている。
	地震及びその他自然災害等が研究 所で発生した場合の対応について	<ul><li>・ 火災・震災発生時の対応マニュアルを作成し、病原体等/遺伝子 組換え生物等などによる汚染の拡大等の防止などに取り組んでいる。</li></ul>
		<ul><li>新型インフルエンザ等の流行に伴う、インフルエンザ等の潜伏期間とされている日数について、病院職員の出勤停止等を要請している</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	る。 ・ 新型インフルエンザ等の流行により、感染の恐れがある患者が来
		院した際に、医療従事者及び他の患者への感染を防止するため新型インフルエンザ対応マニュアルを作成し各部門へ配布した。
	原子力事故の発生に伴う人的被害	<ul><li>・ 福島第一原発の事故を契機に、放射線障害予防規程に基づき策定している防災マニュアルに、被爆者の搬入を想定したサーベイマニュアルを追加した。</li></ul>
	地震等による毒劇物容器の破損	<ul><li>・ 劇毒物保管庫は容器がぶつかって破損しないようにプラスチック 仕切りがあるが、更に紙の仕切りを追加して破損防止対策をした。 また、混じって有毒ガスが発生するものは位置を離して保管した。</li></ul>
	地震に伴う医薬品容器の落下破損 等による被害	・ 医薬品容器の転倒、落下防止のため棚に落下防止柵の設置。
	停電発生に伴う薬剤部門システム の停止による業務への影響	・ 重要な機器類を安全に稼働するために保安電源の利用。
	停電発生に伴う診療業務の停止に よる患者サービスへの影響	<ul> <li>放射線影療部門では、突然の停電が発生した場合でも直ぐに電源 が落ちないように装置保護のための無停電装置の増設及び点検項 ロショョーキャン・</li> </ul>
	停電発生に伴う医療機器設備等の 停止による診療業務への影響	ロッ元 ローロエイコ フェッ・ アメ 次 東京 大学 の できます アン・ア 大学 の できません はままま アイ・ファイン カーフェン カーカー アルー・ファイン エン・コーラ の できます アイエ 中華 の アイエ 中華 の アイエ 中華 の できます アイエ 中華 の アイエ の アード・エー・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アー
	コニニジャル ボボル ボルーインフルエンザ等の集団感染に伴い業務総結の困難ル	インレデドン
	の損壊等に伴う機能不全地震、風水害発生時における公共交	1
	通機能麻痺による職員・学生の帰宅 困難化	・ 帰宅困難な職員及ひ字生の電気、水温等のインフラ停止に備え、 非常用の自家発電機の整備、水、食料の防災用品の備蓄を行った。
国 立 成 草 困 療 研 究 セ ン タ ー	地震等大規模災害発生時における 学籍管理システムの機能不全に業 務総続の困難化	・ サーバの機能不全により学生の学籍データ等が失われ業務総続に 支障を来す場合に備え、システムのクラウド化等に管理する方式に 変更する等の検討を行っている。
	D-MATの速やかな派遣が行え るかどうか	・ 震災後、D-MAT隊2チームを災害対策拠点地へ派遣した。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	D-MATの速やかな派遣が行え るかどうか	・ D-MATの整備及び充実。
	災害時の院内対策を統一して行え るかどうか	· 災害マニュアルWGを立ち上げ、半年間(計6回)にわたり検討し、マニュアルを完成させた。
	災害時に、迅速かつ適切な対応が行 えるかどうか	・ 24 年度は災害マニュアルWGを災害対策WGに切り替え、災害時のシミュレーションを行っている。今秋、各部署において定期的に災害対策訓練を予定。
	災害時の医療活動の総続に関する 困難	<ul><li>情報管理及び診療業務補助の対策としてコージェネ(非常用電源) を整備した。</li></ul>
	災害時の医療活動の継続に関する 困難	・ 無停電電源装置の稼働時間を延長処理した。
	災害時の院内物品の落下のリスク	<ul><li>・ 病棟内における転倒防止対策としてキャビネット類の耐震固定を 行った。</li></ul>
	トリアージを迅速に行えるかどう か	<ul><li>電子カルテの診療情報を明確化する為にトリアージ情報を区別できるようした。</li></ul>
	患者情報のバックアップについて	· webサーバとメールサーバを外部委託予定。
	震災等による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の困難化	・ 震災以前より記述用電子カルテ情報と参照用電子カルテ情報の保存を、サーバを2つに分けて行っている。
	地震に伴う容器の破損等による化 学品の混触危険	· 薬品同士が万一の漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管されているか調査を行う予定。
	大規模災害全般について	・ 災害対策マニュアルを作成し、イントラネットで共有した。
国立長寿医 療研究セン ター	地震に伴う容器の破損等による化学品の混触危険(発火、有毒ガス発生)	<ul><li>・ 地震により容器が破損等で混合することにより発火や有毒ガスを発発する薬品の保管方法を検討。</li></ul>
	地震による、生態系への影響や人間に対する健康被害を生じさせる可能性のある実験動物、遺伝子組み換え生物、生体資料等の紛失	<ul><li>・ 実験動物を扱う実験室は一個所に集中しているため、新動物実験 棟の新築に合わせ分散化を検討。</li></ul>
	地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破 損等による人的被害の発生	・ 研究部門における試薬管理等マニュアルを作成。
	3連動地震大規模災害に伴う事業 所の損壊等による機能不全	<ul> <li>・ 東南海大規模地震(震度6強)を想定した場合の建物の被害と出 火を想定した訓練を実施。地震発生時の被災状況の把握、入院患者 の人命救助、初期消火をについて訓練を実施した。</li> </ul>
	停電発生に伴う病院業務及び実験 設備の停止による研究業務への影	<ul><li>・ 停電に備え、温度管理が必要な実験設備には、自家発電装置による電源確保をしている。病院用の自家発電装置は5台設置しており、外来棟については、ボイラーの燃料タンクと連結することにより、最大3日の燃料を確保。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>帰宅困難となる恐れのある職員に対する情報の提供、各職場長への帰宅困難者対策実施の指示等を防災規程に盛り込んでいる。</li></ul>
	地震発生及び風水害による患者用 備蓄品について	<ul><li>・ 患者用災害備蓄食糧として、乾パン、パン缶、フルーツ缶、おかず缶(3種類)、アルファー米を5食分備蓄。</li></ul>

# 農林水産省所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
農林水産消費安全技術 センター	災害による法人の所有するサーバ の機能不全による業務総続の困難 化	・ サーバの機能不全により業務運営上のデータ等が失われることのないよう、無停電電源装置(UPS)を設置。
	災害による法人の所有するサーバ の機能不全による業務総続の困難 化	
	地震等によるバイオ施設の被害(病 原体等の流出)	
	地震等に伴う薬品類、高圧ガスボン べ等の転倒等による爆発等	<ul><li>・ 薬品類・高圧ガスボンべ等の固定の徹底を図るとともに、安全衛生委員会の委員及び産業医が職場巡視を定期的に行い、問題点についての改善指示とフォローアップを実施。</li></ul>
	原子力発電所事故に伴う放射線調 査等による人的被害	・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料等における放射 線調査等に対して、使い捨て作業服、防塵マスク、ゴーグル、手袋 等の着用を義務づけるとともに、作業の前後でGMサーベイメータ 一を使用し、瞬員の被爆線量の測定等を行う等、職員の安全と健康 管理に留意。
種苗管理センター	大規模災害全般について	・ 平成 24 年2月14日に独立行政法人種苗管理センターリスク管理 規程を制定し、当法人の業務運営において発生しるりスクの評価、防止務等について、リスク管理委員会において審議等を行う。 また、危機発生時にはリスク管理委員会を対策本部として設置し、情報収集及び迅速かつ適切な対応を行うこととした。
	地震発生時の対応について	<ul><li>・ 平成23年4月8日に地震発生時対応マニュアル(本所)を制定し、本所において震度5強以上の強い地震が発生した場合に、迅速から的確な初動が図られるようにした。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う本所・場所との連絡の困難化	<ul><li>固定電話回線に加え、業務用携帯電話及びインターネット電話を 導入した。</li></ul>
	停電発生による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の 田難化	・ サーバの機能不全により業務運営上のデータ等が失われることのないよう、無停電電源装置(UPS)を設置した。
	沖縄農場における気象災害(台風) 対策について	・ さとうきび原原種生産を担う沖縄農場は台風の常襲地帯に位置するため、台風の接近・通過は役職員等の人命・身体、施設・設備等の資産の損失・被害、さとうきび原原種生産業務総続短離をもたらず。特に平成 22、23 年度における台風被害が甚大であったことから、平成 24 年6 月に気象災害(台風)リスケ管理マニュアルを制定し、迅速かつ適切な初動対応が図られるようにした。
	病害虫の発生による業務総続の困 難化	<ul> <li>ばれいしよ原原種生産に甚大な被害を及ぼすジャガイモシストセンチュウの発生は、当法人の業務機続に重大な脅威を及ぼすことから、ジャガイモシストセンチュウ危機管理マニュアルを制定し、発生又はその疑いが生じた場合に、迅速かつ的確な初勤対応が図られるようにした。</li> </ul>
	地震等災害発生による検査室内に おける危険物等(毒・劇物)容器破損 等による人的被害の発生	<ul><li>・ 危険物等の保管庫の転倒防止措置(床や壁に金具で固定する。又は転倒防止棒の設置)の他、容器が保管庫内で転倒しないよう、仕切り板のあるトレーに収納することとした。</li></ul>
	業務上の必要性から使用・保管する 危険物等(遺伝子組換え植物)の地 震等災害発生による粉失・流失等	<ul> <li>遺伝子組換え植物の検査、検出技術の熟練度試験で供試した植物体や操作に用いたチップ・チューブ等の廃棄については、品質管理マニュアル(種苗法に基づく指定種苗及び依頼検査等)に基づき、オートクレーブによる熱処理を行い不活化させた上で廃棄を行うこととした。</li> </ul>
家畜改良センター	地震発生時の毒劇物の取扱い	・ 発生後(長期避難の場合)の対応を取り決め。
\ \	地震発生時の家畜の取扱い	・ 発生後(長期避難の場合)の対応を取り決め。
	災害等により牛個体識別台帳電算 システムが停止	<ul><li>本所及び都内にデータのバックアップ機能を持たせているが通信 経路が複雑化しており整理することとしている。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	災害等による停電時の水の確保	<ul><li>・ 自家発電装置の設置またはレンタル等借入先の確保を検討。</li></ul>
	大雨による近隣住宅等への浸水	・ 危険箇所の事前調査、定期的巡視、補修等の対応の実施。
	暴風による公道等への倒木	・ 防風林の専門家による診断、危険木伐採、定期的な点検実施。
	地震等による電気の停止による、給 水、給餌、換気、汚水処理の停止等	· 自家発電による優先順位を決め、電気を使わない部分の対応を決定、その他の対応を検討。
水産大学校	∜災害等を含め 5毒物・劇物の	
	地震等に伴う薬品類の転倒による容器破損から発生する発火・ガス発生・傷容等	
	大規模地震による建物損壊	の種類を整理保管することにより、混触を 56 年以前に建設した建物の耐震診断を行
	津波の発生に伴う人的被害	「仏工事を行う7.。 - 地元自治会・消防団と連携・協議し、大規模津波発生を想定した - 雑雑場所の設定と訓練を実施する予定。
	原子力事故の発生に伴う人的被害	<ul><li>・ 福島の原発事故に伴う放射性物質の影響がある可能性のある海域を航行する際に、取水海水の放射線量を測定することとした。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>・ 新型インフルエンザ対策として、職員・学生への予防対策の周知 徹底、マスク及びアルコール消毒剤の配布・設置などを行った。</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>・ 温度管理が必要な実験設備、その他停止できない設備・機器を有する施設に突然の停電の発生に備えて、非常用自家発電設備や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
	台風接近時の船舶・桟橋渡橋の被害 防止	<ul><li>・ 台風接近時の被害防止として、必要に応じて、船舶の沖止めや選 難停泊、宿直人員の配置により対応している。</li><li>・ ウィンチにより減橋を揚げ、桟橋との接触による破損を予防している。</li><li>いる。</li></ul>
農業·食品産業技術総合	パンデミックに伴う業務継続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ国内発生時の業務機続計画及び新型インフルエンザ対策行動計画を策定。</li></ul>
研究機構	地震、津波等に伴う実験室内における毒・劇物、試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	・ 毒物・劇物等管理マニュアルの配付及び関連情報の周知。
	地震、津波等に伴う実験動物、遺伝 子組換え生物等の逃亡、流失等	<ul><li>・ 規程・要領等において逸失、漏出等が生じないよう定めているほか、教育訓練等による指導。</li></ul>
	災害一般の発生時における自治体 との連携の逸失や困難化	・ つくば市と相互協力の促進に関する基本協定を締結。
	災害一般の発生時の業務全般にお	・ 業務全般に係るリスクマネジメントシステムの導入に向けて現在
	けるリスク 地震等大規模災害発生時、通信イン	検討を行っている。 ・ 内部研究所との緊急連絡体制を整備・固定電話番号の他、携帯電
		Tate Annual の表現では、現場のでは、1999年の1997年の1998
農業生物資 源研究所	地震に伴う試薬瓶等の破損	・ 春・劇物、危険物等の試薬瓶の転倒防止の呼びかけ(扉を閉める、 棚の下段に収納、転倒防止器具等を使用等)、試薬棚等の転倒防止 (床や壁に金具で固定) 措置の実施。
	地震に伴う高圧ガスボンベの転倒	<ul><li>全ての保有高圧ガスボンベの登録と確認、ボンベのスタンドの固定、ボンベのスタンドへの2ヶ所固定の指導。</li></ul>
	災害発生による施設の破損や化学 物質・遺伝子組換え生物等の漏洩、 流失	緊急時の初期点検を行う

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	災害発生による化学物質の飛散等 での人的被害の発生	時の初期点検を行うためのチェッ る説明会を随時開催し化学物質管 て指導。安全管理室を中心とした
	地震等大規模災害発生時の職員の 安否確認、情報提供困難	の場合、地震避難・点検要領に基づき避難 専用ポータルを開設し、安否報告の連絡先 とともに、関連情報を随時提供。
	停電発生に伴う業務運営への影響	を図るため
	災害発生に伴う停電・施設の破損等 による遺伝資源やゲノムデータの 滅失	<ul><li>ジーンバンク事業での遺伝資源、農水委託プロジェクト研究での ゲノム情報データベースは、施設を異にした二重保存によるバック アップ体制を構築。また、自家発電機やUPS (無停電電源装置) による停電対策等を整備。</li></ul>
	災害発生による遺伝子組換え生物 等の逃亡、漏出等	<ul><li>・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保 に関する法律(カルタヘナ法)」、その地関連法令等の遵守、安全 かつ適切な使用等を図ることを目的に「農業生物資源研究所遺伝子 組換え生物等の使用等に係る安全規程」を制定。</li></ul>
	地震等の災害発生に伴う容器の破損等による化学物質の漏出混合等	<ul><li>・ 「毒物及び劇物取締法」、「薬事法」等の各種法令の遵守、災害発生防止、環境保全確保等を図ることを目的に「農業生物資源研究所化学物質取扱規程」を制定。</li></ul>
農業環境技 術研究所	放射能(放射線)事故による農地・農作物の汚染の発生	農地・農産物の放射性物質のモニタリングを1950 年代から総続している我が国唯一の研究機関の責務として、JCO事故等を契機に、我が国で放射能(放射線)事故が発生した場合を想定し、これに対処するための農地・農作物放射能汚染の緊急測定手順書を平成18年12整備。この手順書に基づき、東京電力福島第一原発事故による農地・農作物の緊急放射能調査を事故直後から進やがに実施。測定結果について逐次、政府に報告し、事後対策に貢献。
	化学薬品等の容器破損等による人 的被害の発生	<ul><li>・ 化学薬品類等の混合による容器破損や漏洩による人体への付着洗浄に伴う緊急対応用品の備蓄。</li></ul>
	地震、台風等における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生への対応として、寝具類等の整備。
	地震等の影響による節電に伴う熱 中症等による職員の健康被害	· 熱中症等の予防対策による健康維持のため、扇風機及び保冷剤等 の整備。
	大規模地震等災害発生がもたらす ライフラインの寸断による役職員 の所在確認困難	<ul><li>研究所から役職員への緊急連絡先登録に比較的強靭な情報手段である携帯電話のメールアドレスを追加(希望者のみ)。</li></ul>
	地震に伴う化学物質、高圧ガスボンベ等の混触・転倒による火災や人的被害、物品・施設等の転倒・破損による人がな人的な害、物品・施設等の転倒・破損による人的被害の発生	<ul><li>保管庫・物品等の固定の徹底を図るとともに、安全衛生委員会の委員及び産業医が職場巡視を行い、問題点についての改善指示とフォローアップを実施。</li></ul>
	地震等災害発生にともなう研究試 料の損壊・喪失	<ul> <li>・ 不慮の災害から守るため、特に貴重な研究試料(インベントリーセンター管理のタイプ標本等)については病理昆虫標本館内の耐火・耐震構造をもつタイプ標本室で保管しているほか、標本棚の転倒防止、標本棚上の資料等撤去等を徹底。</li> </ul>
	地震、火災その他の災害発生にともなう研究資材の漏出、逃亡、飛散による地域社会または地域生態系への影響の発生	<ul><li>・ 化学薬品、液化炭酸ガス(FACE実験施設)、放射性同位体元素、核燃料物質、遺伝子組換え生物等については、各管理規程等において緊急時の措置を規定。</li></ul>
国際農林水産業研究センター	停電発生に伴う法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の 因難化	・ 各種サーバを極力一つの室に集約し、無停電電源装置を導入。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>一 感染症対策は海外出張が多いことから注意喚起を行っている。職員に罹患の恐れがあるときは、緊急時対策委員会で情報収集を行うとともに強制帰国や入国制限、出勤停止の指示を行いまん延防止に努める。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
		<ul> <li>林木育種センターでは、研究施設及び保存施設に電気が供給されない場合、日本の林木育種に壊滅的な影響等があることから、今回の震災を契機に非常用発電設備を整備することとした。</li> </ul>
	地震、津波等による、法人の使用するサーバの機能不全による業務総続の困難化	<ul> <li>当所はメールおよび機関公式ウェブサーバについて、農林水産情報総合センターのシステムを利用しているところであるが、農林水産情報総合センターにおいて、業務総続をはかるための遠隔地データセンターの整備をおこなう予定であり、当所もそれを利用できる見込みである。また、イントラネットサーバ等、当所が所有・管理するサーバで重要なものについては、別の様にバックアップを保存している。</li> <li>森林農地整備センターにおいては、別の様にバックアップを保存している。</li> <li>森林農地整備センターにおいては、所有・管理するサーバで重要なものについては、所有・管理するサーバで重要なものについては、所有・管理するサーバで重要なものについては、所有・管理するサーバで重要なものについては、本部以外の整備局においてデータのバックアックをものについては、本部以外の整備局においてデータのバックアック</li> </ul>
水産総合研究センター	自然災害等の発生等に伴う人的・物 的被害	ブを毎日行い、保存している。 ・ 各施設毎に避難場所、避難確路を職員に提示して周知している。 ・ 各施設毎に自然災害等発生時の対応マニュアルの作成や改訂を進めている。 かている。
	大地震・大津波対策(避難)	請により、津施設として受
	大地震・大津波対策(避難)	急の避難経
	地震による建物の倒壊	· 計画的に施設の耐震診断を実施し、必要に応じて、順次、補強工事を実施している。
	自然災害等による研究所の所有す るサーバの機能不全による業務総 続の困難化	<ul><li>一部の施設において、データ等バックアップ用としてサーバを設置し、業務総続に支障が出ないようにしている。サーバは各階に設置し、災害発生時の破損被害の軽減に備えている。</li></ul>
	自然災害等発生時における公共交 通機能麻痺による職員の帰宅困難 化	・ 帰宅因離職員の発生、電気、ガス、水道等のライフライン停止に 備え、非常用食糧、水、防寒具、簡易トイレ、非常用ライト、ラジ オ、小型発電機等の防災用品の備蓄を進めている。
	自然災害等による遺伝子組換え体 の施設外への漏出	<ul><li>一部の施設において、遺伝子組換え実験等に関する規則を作成し、 緊急事態発生時の処置を定めている。</li></ul>
	地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破 損等による人的被害の発生	・ 毒物・劇物の保管は施錠可能な頑丈なものとすることや薬品保管 庫の固定などにより被災時の飛散防止を図っている。 一部の施設において、それまで各実験室等に分散して保管してい た薬品を各指毎に設置した耐震性と耐薬品はを備えた薬品保管庫 による集約保管に改めて、リスクの軽減を図っている。 ・ 化学物質、試薬の管理や取扱に係るマニュアル等を作成し、定期 的な検査・報告を実施するとともに、災害発生時の被害防止等を図っている。
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による安否確認困難	<ul> <li>職員の安否確認のため、安否確認システム(民間会社の安否確認サービス)の導入を行い、地震発生時の安否確認を行うとともに安否確認の訓練を実施している。</li> <li>一部の施設においては、職員の携帯電話番号、メールアドレスの登録や連絡網の整備などにより、非常時の安否確認に備えている。</li> </ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul><li>新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表された場合、当該地域への出張の可否に関する判断基準を設けて対応している。</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>・ 温度管理が必要な実験設備、その他停止できない設備・機器を有する施設に突然の停電の発生に備えて、非常用自家発電設備や自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>

太人名	に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	台風接近時の船舶・浮き桟橋渡橋の 被害防止	<ul><li>・ 台風接近時の被害防止として、必要に応じて、船舶の沖止めや避難停泊、宿直人員の配置により対応している。</li><li>・ ウィンチにより滾橋を揚げ、浮き桟橋との接触による破損を予防している。</li></ul>
農畜産業振興機構	地震等災害時の職員の安全確保	・ ヘルメット、ナップザック、笛、軍手、タオル、マスクを全役職員・臨時職員に配布。
	地震等災害発生時の通信インフラ 機能不全による職員の安否確認困 難	· 外出している職員や在宅時に発生した際の安否を確認するシステムの導入。
	地震による法人の業務継続の困難 化	<ul><li>業務総続計画を作成し、非常時優先業務の特定と非常時優先業務 従事者の対応を明記。また、従事者の食料、簡易トイレ、電源の確保。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>東京都帰宅困難者対策条例に沿って、施設の安全を確認した上で職員等を事務所内に留まらせることとし、3日分の非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品を備蓄。</li></ul>
農業者年金 基金	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>サーバの機能不全により実験データ等が失われ業務総続に支障を 来す場合に備え、法人の情報データを遠隔地に保管している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	· 職員の携帯電話番号の登録や緊急連絡網の整備などにより、非常 時の安否確認に備えている。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅因難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 水及びヘルメットの防災用品を備蓄している。その他の防災用品の 備蓄については今後整備する予定。</li></ul>
	地震等の影響による節電に伴う熱 中症等による職員の健康被害	・ 熱中症等の予防対策による健康維持のため、扇風機の整備。
即業	地震による法人全般の業務継続の 困難化	<ul> <li>大地震災害発生時対応計画に基づき、最小要員をもって農漁業信用基金協会その他関係機関に影響を及ぼす重要業務の総続を優先することを定めている。</li> </ul>
	地震による法人の所有する情報システム・ネットワーク等の機能不全による業務総続の困難化	<ul> <li>大地震災害発生時対応計画において、情報システムの復旧手順を 定めており、復旧活動に不可欠な保守業者等外部事業者との連絡・ 確認を行い、早期復旧に努めることとしている。</li> <li>また、情報資源(電磁情報及び書面情報)が失われ業務総続に支 障を来す場合に備え、原本又はパックアップ情報を耐火性の保管庫 に係管叉は外部保管している。</li> </ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul><li>・ 大地震災害発生時対応計画に基づき、外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、災害伝言ダイヤルサービス(171)を活用することとし、職員へ周知している。</li></ul>
	地震発生時における事務所の防犯 対策	<ul><li>・ 大地震災害発生時対応計画に基づき、事務所出入口ドア等の破損 状況を確認し、事務室の防犯対策を講ずることとしている。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅因難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、水、ヘルメット等の備蓄を行っている。</li></ul>
	新型インフルエンザの発生に伴う	
	業務継続の困難化	て、自宅待機を命令するほか、重要業務の事業総続のための対策を講ずることとしている。

経済産業省所管法人

414	対象とした自然災害等の外部要因	计一个自然的大型部分由领
Ę (	に起因するリスク	もロゾネル大小白・シアゾロ
経済産業研 究所	地震等による法人の所有するサーバの機能不全による業務総続の困難ル	<ul> <li>PCーLANシステムのサーバの機能不全によりデータ等が失われ業務総続に支障を来す場合に備え、法人の情報システムを全面的にカニカにより等面するキャーを電するニット</li> </ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否 確認困難	<ul> <li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、携帯電話会社が運営する災害伝言サービスの使用を導入することとし、職員へ周知を行った。また、同サービスを実際に使用する訓練を実施した。</li> <li>・ 安否確認の体制を構築し、定期的に訓練を実施している。</li> </ul>
	大規模災害全般について	・ 大規模災害対応規則を作成し、職員に周知を図った。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>・ 消毒用アルコール、マスクの在庫量を確認するとともに、対策本部を設置し、伝染病罹患防止策の確認・所内周知を徹底し、研究会・コンファレンス等を含む業務の総続あるいは中止について検討する。</li> </ul>
	停電発生に伴う所内設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>一 突然の停電が発生した場合に、各種データが喪失しないようにバックアップシステムを導入している。</li></ul>
工業所有権 情報·研修館	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員、利用者、研修生等 の帰宅困難化	· 帰宅困難職員、利用者、研修生の発生に備え、非常用食糧、飲料水、毛布等の防災用品の備蓄を行っている。
	首都直下型地震発生に伴う業務総 続の困難化	<ul><li>首都直下型地震が発生した際、非常時優先業務に従事するためのマニュアルを策定する予定。</li></ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>サーバの機能不全によりユーザーへの情報提供が困難となる場合に備え、提供データの複製を作製・保存し、データの消失に備えている。</li></ul>
田 本 貿 易 保	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul> <li>全職員に係る緊急時連絡網を整備。</li> <li>・ 外動中の職員や在宅時に災害が発生した場合の安否確認のため、セキュリティ会社が運営する安否確認システムを導入し、職員へ周知。全職員を対象として当該システムを使用する訓練を定期的に実施。</li> </ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化等	<ul> <li>帰宅因離職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食料、飲料水等の防災用品の備蓄を行っている。また、帰宅 が可能な職員への帰宅支援のための防災用品の備蓄も合わせて行 っている。</li> </ul>
	地震等大規模災害による業務総続 の困難化	<ul> <li>現状のシステム面の対応は、システム機能不全により業務総続に 文庫を来す場合に備え、ブライマリデータセンターの他に、バック アップデータセンターを設けるとともに、貿易保険情報システムに 関して生機能、PO-LANシステムは、メール機能のみバック アップデータセンターにて整備した。</li> </ul>
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全に業務総続の困難化	· インターネット回線及びWAN回線ともに異なるキャリアにより 二重化を行った。
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、複数の職員が出勤停止(特別休暇)となった場合に備え、現状WEBメール同時利用50名からパンデミックライセンスを有効とすることで、150名まで同時利用可能とした。(有効期間30日間)</li> </ul>
Ī		•

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
<b>産業</b> 技	パンデミックに伴う業務総統の困難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、社会全体の感染拡大が着しい場合は、不特定多数の者が集まる施設を閉鎖する(閉鎖の時期は社会全体の状況を勘案し実施)。上記以外は、原則として事業を総続。産総研において破壊が拡大した場合の対応は、職員等が感染者となった場合は自宅待機。濃厚接触者は、原則として出勤の自粛をお願いするが、①産総研として指定する業務(図)以外の業務において、ユニット長が必要と判断した業務に従事する職員等は出勤を可能とする。</li> </ul>
	地震発生時の各種インフラ機能不全による形式承認試験、基準器検査、特定標準器による校正等の総続国際	、ガス、水道の優先復旧、人員の確保等作業手順と復旧た。
	地震発生時の各種インフラ機能不 全による計量教習業務の総続困難 地震発生時の各種インフラ機能不 全による標準物質の供給業務の総	<ul> <li>電源、ガス、水道の優先復旧、人員の確保等作業手順と復旧目標を定めた。</li> <li>電源、ガス、水道の優先復旧、人員の確保等作業手順と復旧目標を定めた。</li> <li>品質保持のための冷蔵冷凍設備が停止しないよう、非常用電源を</li> </ul>
	地震発生時の各種インフラ機能不全による考託生物の管理に係わる 業務に対する支援の総続困難	の事人とし。 電源、ガス、水道の優先復旧、非常用発電機用燃料の優先的補給 等作業手順と復旧目標を定めた。 ・ 平成 24 年 4 月より寄託生物の管理に係わる業務は、他法人(独 立行政法人製品評価技術基盤機構)に承総されたものの引き続き敷 地内で業務を実施していることから、当該業務の重要性に鑑み、地 震発生時の業務総続のための支援を行う。
	地震発生時のサーバ及び通信インフラ機能不全に伴う地下水等観測データ提供業務の総続困難 地震発生時のサーバ及び通信イン	非常用発電機用燃料の優先 た。 各観測点のデータの一次集 ムからつくばセンターを経由 可能とするバックアップシス 電源、業務システムの優先
	フラ機能不全に伴う対外的な支払 業務の運延 地震発生に伴う産総研所有のWe	・ ファームバンキング方式、ネットバンキング方式の運用体制を見 直した。 ・ サーバの機能不全により産総研の被災状況、復旧状況の情報発信 ・ エーボルキャナーセン・エッジのカーロージル・ト
	b サーバの機能不全による情報発 信の困難化 地震発生に伴う所内ネットワーク、 イントラ業務システム、電話システムの停止による業務への影響	Vebサー 全停止、電
	地震発生に伴う停電による業務への影響 の影響 地震発生に伴う上水停止による業務への影響	<ul> <li>・ 非常用発電機用燃料の優先的補給、電源の優先復旧等作業手順と 復旧目標を定めた。</li> <li>・ 配管状況確認等作業手順と復旧目標を定めた。</li> <li>・ 研究廃水処理設備・施設の状況確認、総続が必要な業務(優先業</li> </ul>
	H	務)にかかる研究廃水処理施設の確認・修復の最優先等作業手順と 復旧目標を定めた。 ・ 今後敷設(新設・事新)する研究排水理設管については、損傷確認及び復旧工事が容易な露出配管を導入することとした。 ・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常角種、簡易トイト等の防災用品の備差を行うこととした。
	地震に伴う容器の破損等による危険薬品等の混触危険(発火、有毒ガス発生) ス発生) 地震等災害発生による実験室内に おける試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	<ul><li>・ 危険薬品等に関する規程及び安全ガイドラインに地震等災害対策について対応すべきことを明確にしている。</li><li>・ 危険薬品等に関する規程及び安全ガイドラインに地震等災害対策について対応すべきことを明確にしている。</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震等災害発生による実験室内に おける毒素の飛散よる人的被害の 発生	<ul> <li>法令等に基づき、制定した要領に災害時の対応を規定し、実験実施者等に対する教育訓練を開催している他、年1回の実地調査を行い、管理・保管状況等を点検している。</li> </ul>
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	・ 各センター・事業所にハンディーの防災無線を設置した。
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う本部・地域センター間との連絡困難	・ 各センター・事業所にハンディーの防災無線を設置した。
	大規模災害全般について	<ul><li>全てのセンター・事業所において、防災業務実施規程に基づく防災マニュアル、消防計画を整備しており、予防策・災害発生時の対応策の策定および訓練等を実施している。</li></ul>
	地震等に伴う放射線施設(Rー排気 ダクト・Rー排水管、Rー貯留槽等) 破損による放射性物質の管理区域 外漏出	・ 老朽化したRI貯留槽及び屋外RI排水管等を改修することとしている。
	テロ等を目的とした放射性物質等 の盗取	<ul> <li>放射線施設の全ての入口等に監視カメラを設置し、24時間監視・</li></ul>
	地震等災害発生による生態系への 影響を生じさせる可能性のある実 験動物の逸走、遺伝子組み換え生物 及び微生物の流出	・ 制定している要領に災害時の対応を規定し、実験実施者に対する 教育訓練を開催している他、年1回の実地調査を行い、管理・保管 状況等を点検している。
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	<ul><li>・ 部署ごとに作成している緊急時連絡網について、定期的に確認し、職員それぞれにおいて連絡手法を確立することとしている。</li><li>・ また、各センター・事業所間に設置した防災無線にて確認することとしている。</li></ul>
製品評価技術基盤機構	地震による人的被害	・ 執務室内の高い書棚の上の物の撤去及び机の配置の際に避難を想定した通路の確保を行った(一部の所)。 ・ 耐震マットによるPC類の落下防止を行った(一部の所)。 ・ 合庁の強難訓練に参加し安全に避難ができるようにすると同時に、消火器等の非常用設備の位置や操作方法の確認を行った(一部
	地震に伴う容器の破損等による化 学品の混触危険(発火、有毒ガス発 生)	・ 現合することによって発火したり有毒ガスを発生させたりする薬 品同士が万一の漏洩時にも混じり合うことがない位置に保管する ことにしている (一部の所)。
	地震による、生態系への影響や人間 に対する健康被害を生じさせる可 能性のある生物遺伝資源の流失	<ul><li>生物遺伝資源保存設備等に耐震対策を施し、耐震性能が最も高い場所で保管管理することにしている。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の薬品棚 の転倒による被害	· 薬品保有量を少品種、少量とし、薬品棚に安定性の高いものを使用するとともに、転倒防止金具を取り付けている (一部の所)。
	地震によるバイオ施設の被害(生物 遺伝資源の流出)	· 被災した施設の復旧工事にあたって、耐震補強を考慮した設計を 行った。
	地震等の大規模災害に伴う事業所 の損壊等による機能不全	· 非常時における業務を、他所で代替できるよう規程を整備した(一部の業務)。
	地震等による法人の所有するサーバの機能不全によるデータの喪失、業務総続の困難化	<ul><li>サーバの機能不全により情報管理に支障を来す場合に備えるため データのバックアップを実施している(一部の業務)。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	· 時差退庁計画表の作成(一部の所)、帰宅因難職員の発生、電気、 ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布等の防災用 品の備蓄を行っている。
	地震等大規模災害発生時の通信イ ンフラ機能不全による職員の安否 確認因難	<ul><li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、情報機器会社が運営する緊急連絡システムを導入している。</li></ul>

五       大       な       大業        プ	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク 地震等大規模災害発生時、通信イン の直絡問難 支払業務の運延 支払業務の運延 地震等大規模災害発生による停電 完まる有用株の死滅 地震に伴う人的被害 地震に伴う人的被害 地震に伴う人的被害 地震による職員の帰宅困難化 地震による職員の帰宅困難に 地震による機関の場と	法人の自発的な取組の内容  ・ 災害時通信用優先電話回線を確保している(一部の所)。 ・ 支払い業務のバックアップ体制を整備している(一部の所)。 ・ 電力又は液体窒素の供給がストップした場合に、低温管理が必要な微生物保存施設が停止しないよう、自家発電設備の強化及び液体窒素の備蓄を行った。 ・ 地震発生時における対応方法をとりまとめた防災マニュアルを策定し、機構内のイントラネットで周知した。 ・ 転倒リスクの高い執務室内のローパーテーションの転倒防止措置・ 取倒リスクの高い執務室内のローパーテーションの転倒防止措置・ 取倒リスクの高い執務室内のローパーテーションの転倒防止措置・ 取れてい素材への交換を行った。 ・ ・ 現在、規程の策定に向けた検討を実施中。 ・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧・飲料水、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行った。 ・ ホの震災時、通信回線が全く機能せず、機構内及び入居するビル管理事務所等との情報伝達もままならかったことから、非常時における正確かつ速やかな情報伝達もままならかったことから、非常時における正確かつ速やかな情報伝達等を目的として簡易無線複を設置した。
田   	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化 地震等大規模災害発生時、交通機関 の混乱による職員の出勤不能時の おける職員間の連絡の困難 大規模災害全般について インフルエンザ等の感染症の予防 対策	
	ルース・スターのである。 中央大学のである。 地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否 確認困難 地震等大規模災害発生時、通信イン カラの回線制限に伴う国内外事務 アラの回線制限に伴う国内外事務 オ規模災害全般について 大規模災害全般について 大規模災害全般にこいて 地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	##日的無職員の完工。 ##用食糧、教料水等の防災用品の備蓄を行った。 - 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、警備 会社が運営するEメールによる安否確認サービスを導入し、役職員 へ周知を行った。 - 備星電話1台を本部に設置。 - 防災カードを役職員に配布し、災害発生時の行動指針の周知を行 なった。 情報システム基盤更改にあたり、ウェブサーベや電子メールシス たった。 - 情報シス市ム基盤更改にあたり、ウェブサーベや電子メールシス テム等を外部のデータセンターでのクラウド・サービスへの移行を デム・素殊系データベースは、大阪拠点との相互バックアップを ・また、業務系データベースは、大阪拠点との相互バックアップを 行うことで災害発生時の業務総続にも寄与することが見込まれる。
情報 処理推進機構	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	・・システム障害時(要因の一つとして災害等も挙げられる)の高可 用性を実現するべく、ハードウェア仮想化技術を導入し「ブライベ ートラウド」環境にてシステム基盤の最適化を図ることとし、現 在構築を進めているところである。 ・ また、サーバの機能介全によりデータが消失し業務総続に支障を 来す場合に備え、法人の重要データのパックアップを首都圏外にも 保有することとし、現在準備中である。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>研宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	務所だけでなく、外出時や在宅時に大規模災害が、 職員の安否確認を迅速に行えるよう、携帯電話等 エブブラウザベースの安否確認サービスを導入す 準備中である。 な、本サービスを職員に周知するとともに、利用 施本計画している。
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下 がの低下 パンデミックに伴う業務総続の困難化	・ ウェブサーバを事務所のある首都圏(東京都)ではない場所へ移 設した。 ・ 新型インフルエンザ等の世界的な大流行(パンデミック)の発生 に備え、パンデミックに至るフェーズ毎に行動計画を策定し、職員
石油天然ガス・金属鉱物 資源機構	地震、津波、台風等の大規模災害に 伴う事業所の損壊等による機能不 全	・ 災害対応マニュアルを整備。 ・ 事業総続計画の検討・策定。随時見直し中。
	地震、津波、台風等の大規模災害に伴う機構管理サーバの機能不全による業務総続の困難化	<ul><li>サーバの機能不全により実験データ等が失われ業務総続に支障を 来す場合に備え、法人の情報システムを支所で持合うよう検討中。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化、参集 困難化	<ul><li>・ 帰宅困難職員の発生、非常用食糧等の防災用品の備蓄を実施。</li><li>・ 参集すべき職員を地域により区別、参集可能率を検証中。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否 な対の戦	・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、災害 伝言サービスの使用を導入することとし、職員へ周知を行った。ま ナ 同サービスを実際に 毎日まえ訓練を実施
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う支部・支所との連絡制限に伴う支部・支所との連絡困難	重
	地震等大規模災害発生時、ライフラ インの停止による業務実施困難化	<ul><li>・ 上下水道の停止、ガス供給の停止に備え、飲料水、簡易トイレ、 防寒具等の災害用品の備蓄を実施。</li></ul>
	停電発生に伴う設備の停止による 業務への影響	· 突然の停電が発生した場合に、機能を維持できるよう一部支所で 自家発電設備を配備。
	パンデミックに伴う業務継続の困 難化	・ 新型インフルエンザ等の流行を防ぐため、マスク及びアルコール 消毒薬の備蓄を行っている。
	公共交通機関機能不全による移動 手段の欠如	· 自転車を複数台導入検討中。
中小企業基 盤整備機構	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	· 警備保障会社が運営する「安否確認システム」を導入。役職員への周知・登録を行い、入居するビルの防災訓練に合わせ動作訓練を実施。
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の困難化	<ul><li>情報システムサーバデータの本部・地域本部間及び地域本部・地域本部間における相互バックアップ体制を整備。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 全職員に防災緊急キットを配布するとともに、非常用食糧、毛布、 簡易トイレ等の防災用品の備蓄。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表され、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インフルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止を要請。新型インフルエンザ患者の濃厚接触者についても同様に潜伏期間の出勤停止を要請。</li> </ul>

,
$\sim$
炽
甽
监
<u></u>
MILI
沉
1/1
+
H

法人名	ら 多し ひん ロボス ロ すっ / 「	
	に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
土木研究所	電力の確保	· 所内における照明のLED化や電力監視モニターを活用した電力 使用の管理システムを導入した。
	水源の確保	<ul><li>・ 土木研究所敷地内に井戸を掘り、非常用水として確保した。また、 水質検査を行い、飲用水として使用できることを確認した。</li></ul>
	地震発生情報の迅速な伝達	<ul><li>・ 地震発生の情報を発生前に職員へ周知する緊急地震速報システムを導入し、職員のより迅速な避難が可能となるように努めた。</li></ul>
建築研究所	停電発生に伴う情報インフラの確 保	<ul> <li>・ 停電時のホームページの閲覧及びEメールの使用を可能にするため、停電時のインターネット電源を、商用電源から非常用電源に切り替える電力システムを構築した。</li> </ul>
	地震に伴う実験器具の破損等によ る人的被害の発生	・ 実験で使用しているガスポンベを固定した。
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機 能の低下	· 幹部職員に対して公用携帯やデータ通信装置等を配布し、防災窓口と幹部職員との連絡体制の構築を図っている。
交通安全環境研究所	地震等の自然災害発生時における 人的損害	<ul><li>・ 理事長の直接巡回による4S(整理・整備・清掃・清潔)パトロールを実施しており、未然の労働災害の防止や地震等の自然災害時の被害の軽減対策に取り組んでいる。</li></ul>
海上技術安 全研究所	災害による研究施設破損による、研 究業務への影響	<ul><li>東日本大震災の教訓を踏まえ、研究棟の耐震構強を進めることとし、今年度からの耐震構強工事の着手が認められ、耐震性能が低く、重要な研究施設から工事にかかっている。</li></ul>
	災害による研究施設破損による、研 究業務への影響	<ul> <li>東日本大震災の教訓を踏まえ、将来の震災、事故等が生じた場合に、研究計画への影響を最小限に留めるために、同一長さの模型の運用が可能になるようトリミングタンク等の中水槽の設備を改修し、400m試験水槽と中水槽の相互利用が可能となるようにした。</li> </ul>
	災害による研究施設破損による、研究業務への影響	<ul><li>・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、将来の震災、事故等が生じた場合に、外部施設の有効活用により研究計画への影響を最小限に留めるために、外部施設との比較調査を実施。</li></ul>
港湾空港技 術研究所	地震、津波等の大規模災害に伴う研 究所の損壊等による機能不全	· 災害発生時に本研究所を災害対策本部として使用できない場合の サテライト機能の整備(検討中)。
	地震、津波等によるサーバの機能不 全による業務総続の困難化	<ul><li>・ 災害時に本研究所を災害対策本部として使用できない場合のサテライト機能の整備(検討中)。</li></ul>
	地震等により研究所までのアクセ スルートが通行不可	・ アクセスルートにある橋梁が落橋した場合に近隣の自衛隊敷地内を通行可能とする覚書を締結し、訓練を実施。
	TEC-FORCEによる研究者 の現地等への派遣	· 災害発生時に研究者等の緊急輸送に備えて、近隣のマリーナへ船 舶を係留するための協定を締結し、訓練を実施。
電子航法研究所	津波に伴う人的・物的被害	<ul><li>電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、 簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行なっている。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行なっている。</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に よる研究業務への影響	<ul><li>突然の停電が発生した場合に、温度管理が必要な実験設備が停止 しないよう、自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入している。</li></ul>
航海訓練所	津波に伴う人的・物的被害 (練習船 の損害)	・ SMS*安全管理マニュアルの「SMS特殊運航手順書」に「地震発生により練習船に津波の影響が予想された場合の対策」を新たに定め、大規模津波を想定した訓練を実施した。
	地震、津波、原子力事故等の大規模 災害に伴う事業所の損嫌等による 機能不全	<ul><li>非常時における本所機能を、各練習船等において分担して代替できるよう、検討を開始した。</li></ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務継続 の困難化	
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>本所に非常用食料及び飲料水等を常備し、帰宅困難時に本所内に 滞在することができるようにした。(80名・3日分)</li></ul>

4,4	対象とした自然災害等の外部要因	(サーラ ) 会会 ない ない の
はくか	に起因するリスク	はいって 田子では、日子では、日子では、日子では、日子では、日子では、日子では、日子では、日
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による情報発信機能の低下	・ ツイツターやFacebookを活用する。
	大規模災害全般について	<ul> <li>大規模災害発生時には、まず自分の身を守ることを最優先に行動するよう指導するとともに、安否連絡・情報の収集方法を記載した緊急連絡先力ードを発行し、それに基づいて各自安否連絡をするよう指示している。</li> <li>また、大規模災害発生を想定した訓練を、平成 24 年 10 月に実施する予定。</li> </ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>練習船という多くの実習生が乗船する特殊な環境を考慮し、新型インフルエンザに対し実習生、乗組員とも乗船前に予防接種を励行させるとともに、各船にはこれに対する簡易検査キット及び対処薬(タミフル)を常備して流行への予防策を講じている。また、パンデミックに陥る前に陸上機関と連携して実習生を帰宅させるなどの対応を行っている。。</li> </ul>
海技教育機 構	地震等の大規模災害被災による本 部(静岡市)の機能不全	<ul><li>本部(静岡県静岡市)が被災により機能不全となった場合のバックアップ体制として、海技大学校(兵庫県芦屋市)に災害対策本部を設置することとした。</li></ul>
	地震等の大規模災害における生徒・学生及び職員の安否確認困難	<ul><li>非常時における生徒・学生及び職員の連絡先名簿を作成の上、本 部及び本部のバックアップ機能を担う海技大学校において保管することとした。(各学校においても同様の対策を実施)</li></ul>
	学籍簿等、重要書類の毀損、流出	
	原子力事故の発生に伴う放射線汚 染	<ul><li>原子力発電所の事故に伴う放射線汚染に備え、本部及び海技大学校に放射線測定器を配備した。</li></ul>
	インフルエンザ等の流行に伴う業 務総続の困難化	
	大雨、台風等による被害	<ul><li>・ 本部にて気象情報を把握し、豪雨等の影響が懸念される学校に対しては、注意喚起を行うこととした。</li></ul>
	地震等大規模災害発生後の通信イ ンフラ機能不全による連絡困難	衛星携帯電話
	大規模災害全般について	リスク・取組について、本部が情報を収集しともに、参照事例として他校への紹介を行う
		<ul><li>・ 地震・津波、火災発生時に備え、職員及び学生で構成する自衛消防隊、地震防災隊を編成し、定期的に防災訓練を実施する。(各学校)</li><li>・ 地方自治体等と連携した避難訓練等を実施する。(海技大学校、電士大)</li></ul>
	火災、地震・津波等災害発生時の施	・学生、教職員の飲料水、非常食を3日分確停 にいる。(各学校) ※、ゲー地がナモナットのに扱っていますよ
	<b>設々ひ入的徴書</b>	<ul> <li>・ 災害ヘンダー(機能を有する目取機へ切り管えた。(災力校)</li> <li>・ 避難場所指定及び避難経路の再確認を行った。(口之準校、波方校)</li> <li>校)</li> </ul>
		<ul> <li>船舶の流出を防ぐため係留索等の新替、点検を行った。(館山校、口之津校)</li> <li>小型舟艇等は低庫内に格納し、大型の練習船は係留ローブの増取りをすることとした。(宮古校)</li> </ul>
	洪水による物的被害	<ul><li>・ 床上浸水を極力抑えるため土嚢を準備した。</li><li>・ また、大雨に対する対応として、床上浸水も想定した対応マニュアルを年度内を目途に作成する。(ロ之津校)</li></ul>
	津波による危険物の流出の際の二 次被害等	<ul><li>・ 危険物の容器の転倒防止のため、床や壁に金具で固定しているか 再確認した。</li><li>・ 容器ごと流出した場合に備え、内容物の名称、施設名と連絡先を 記載した名札の取り付けた。(宮古校)</li></ul>

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	津波及び風水害に伴う防災用品の 流失等	・ 校庭にあった防災倉庫を学生寮4階に移動した。 (清水校)
	災害発生時における公共交通機能 麻痺による学生・職員の帰宅困難化	新たに防災倉庫を1様増設し、帰宅困難学生・職員の発生、電気、 ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、毛布、テント等 を追加備蓄し、防災備品を充実させた。(宮古校)     学校施設内での宿泊を可として、毛布の貸出を行うこととした。 (波方校)     帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非害困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非害由金糧 垂布 聯島トイル等の桁が用品を結響上ナ (海姑オ、
	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による連絡困難	]連絡用に無線機設置した。(清水校)
	<b>(m)</b>	· 突然の停電が発生した場合に、学生・職員の安全を確保するため、 自動的に非常用バックアップ電源に切り替えるシステムを導入し た。 (宮古校)
	災害発生時における電源の確保の 困難	・ 発電機 (ポータブルを含む)を設置した。(各学校)
	火災発生時及び断水時の水不足(宮 古校)	<ul><li>・ 火災発生時及び断水時の水不足に備え、施設内のブールに年間を通じて貯水することとした。(宮古校)</li></ul>
	公用車やポータブル発動機用の燃 料不足(宮古校)	・ 携帯用の燃料缶を確保した。(宮古校)
航空大学校	地震等大規模災害発生後の通信インフラ機能不全による情報発信機 かの年下	・ 外出している職員や在宅時に災害が発生した際に、いち早く災害 情報を収集できるよう市の防災メールへ登録するよう職員に周知 1 セ
自動車検査		<ul><li>一般正な審査を阻害する可能性の高い不当要求について、対応マニュアルを整備し、研修等の機会を通じ全職員への周知徹底を図って</li></ul>
	外的な事件 (自動車の基準適合性審査時における不当要求等)	いる。 ・ また、顧問弁護士による研修を行い、対応についての理解を深め ている。
		<ul><li>併せて、行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議にオブザーバーとして参加し情報収集に努めている。</li></ul>
	外的な事故 (自動車の基準適合性審査時における審査車両による事故等)	<ul><li>・ 人身事故防止や受検車両及び施設への事故防止のため、各種作業 における安全な作業を行うべくマニュアル化を図り、検査職員へ周 知し事故の未然防止に努めている。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行っているが、 必要な備蓄量の見直しを行った。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信イ	<ul><li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、携帯電話会社等が運営する災害伝言サービスの使用を導入することと</li></ul>
	ノノフ傍能小羊による職員の安合確認因難	し、職員へ周知を行った。 ・ 警備会が適用する安否確認システムの導入を図ることとし、現 木 連入維備を推めている。
鉄道建設·運輸施設整備支援機構	大規模災害全般について	1炎 閉 を #
	大規模災害に伴う事務所の損壊等 による機能不全	9.1% (AVA ) 11年回18年17年17年7月 - 19 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
	大規模災害に伴うライフラインの 停止	,
	大規模災害に伴う公共交通の機能 不全による職員の帰宅困難化	· 帰宅が困難になった職員・来客者が事務所内に留まることができるよう、水、食料、毛布等の非常用物品を備蓄している。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	大規模災害発生時、通信インフラの 回線制限に伴う職員の安否確認因 難	・ 緊急連絡網を作成し全社的に連絡手順を紡一の上、連絡先の情報 を共有した。 ・ 通信手段は災害時比較的連絡のとりやすかった携帯メールを使用 することとし、役職員に周知した。 ・ 本社的災担当者3名には再用の携帯電話を支給し、災害時連絡先 として周知し、担当者は常時携帯することとした。 ・ また、携帯電話を用いた安否確認訓練を実施した。
	大規模災害発生時、通信インフラの 回線制限に伴う地方機関との連絡 困難	<ul> <li>緊急連絡網を作成し全社的に連絡手順を紡一の上、連絡先の情報 を共有した。</li> <li>通信手段は災害時比較的連絡のとりやすかった携帯メールを使用 することとした。</li> <li>本もにからした。</li> <li>本れが災担当者3名には専用の携帯電話を支給し、災害時連絡先 として周知し、担当者は常時携帯することとした。</li> </ul>
	大規模災害に伴う所有するサーバ 等の破損によるデータ等の喪失	・ 業務システムについては、本社(横浜)の他に遠隔地(北海道) にサーバを設置し、リアルタイムで同期している。 ・ また、サーバに保管しているデータは毎日バックアップを行って おり、その記録媒体を定期的に大阪に送付している。 ・ 文書ファイル等については、原則としてファイルサーバに保管す ることたなっており、そのファイルサーバの内容について毎日バッ クアップを行っている。
	大規模災害に伴う建設工事現場の 事故等の発生による第三者被害の 発生	<ul> <li>第三者被害が発生した場合は、直ちに事故対策本部を設置し、迅速な措置を行うこととしており、内規を整備の上、訓練を実施している。</li> </ul>
	相手方の被災等により収入が中断 したが、支出は通常通り行わなけれ ばならない場合の資金ショート	<ul> <li>予定していた収入の全額が数ヶ月中断したとしても、金融機関からの短期借入金等により必要な資金調達が可能となるよう措置している。</li> </ul>
	パンデミックに伴う業務継続の困 難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、国等から予防・まん延防止のための要請を受けた場合には、職員に対し出勤停止を命ずることができることとしている。</li> </ul>
国際観光振興機構	海外において緊急事態が発生した 際の人的被害と業務継続の困難化 地震等の大規模自然災害に伴う事	<ul> <li>海外での危機管理マニュアルを新規に作成し、今後の不測の事態への対応を整備した。</li> <li>非常時における本部の機能を維持・代替できるよう、マニュアル・非常時における本部の機能を維持・代替できるよう、マニュアル・</li> </ul>
	業所の分類がNotalivity 業所の分類等による機能不全 地震等による法人の所有するサー パの機能不全による業務総続の困 難化	・アン、・ーニタ等が失われ業 な等が失われ業 ムの現状点検と
	地震発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	ガス、水道等のインフラ停止に6坊災用品の備蓄を行うことを検討
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul><li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、緊急 連絡網を整備済であるが、より具体的な対応について検討している。</li><li>る。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う各部・海外事務所との連絡困難	・ BCPの一環として、場合分けして具体的に検討している。
	停電発生に伴う事務室内設備の停 止による業務への影響	<ul><li>・ 突然の停電が発生した場合に、事務室内の設備が停止しないよう、 非常用バックアップ電源等の導入を検討している。</li></ul>
水資源機構	地震等による所有するサーバの機 能不全により重要データの消失	<ul><li>サーバの機能不全に伴う重要データ消失に備え、データのバックアップを実施している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時、通信イン フラの回線制限に伴う現場事務所 等との連絡困難	<ul><li>・通信事業者による回線制限の影響を受けない専用の多重無線回線網を独自に整備している。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信イ ンフラ機能不全による職員の安否 確認困難	・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、警備 会社が運営する安否確認サービスの使用を導入し、職員へ周知を行 っている。また、同サービスを実際に訓練で使用している。

法人名	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行っている。
	地震等により管理施設等が被災し、 利水者への安定的な用水供給が困	<ul><li>被災施設の復旧等支援に係る、人員・資機材・物資の広域的な応援体制を整備するため、支援マニュアルを作成中である。 ※大規模地震(業務総続計画)</li></ul>
	<b>#</b>	<ul><li>・ 災害時の機動的な水供給手法として可搬式海水淡水化装置を設置し、防災訓練等を通じて緊急時に備えた。</li></ul>
	地震等による図面等重要データの 消失	<ul><li>・ 全施設の重要データ(施設図面等)を電子化一括管理し、事務所が被災し図面等が消失した場合のバックアップとすることとした。</li></ul>
	地震による施設の損壊による人 的・物的被害、用水供給の停止	い。流いている。
	停電発生に伴うダム・堰施設の洪水 時操作及び水路施設の用水供給総 続への影響	<ul><li>・ 停電発生時においても施設操作が可能となるようダム・堰及び水 路施設に予備発電機を設置している。</li></ul>
		<ul><li>・ 早明浦ダムでは、計画規模を超えるような洪水が発生し緊急時のダム操作を行うことになっても、ピークカットを行いダムからの最大放流を抑える操作を検討し、「緊急時のダム操作要領(案)」を 作成した。</li></ul>
	洪水による人的・物的被害	<ul><li>・ 銅山川3ダム(新宮ダム・柳瀬ダム・富郷ダム)では、3ダム連携操作による放流方式の見直し検討を行った。</li><li>・ また、名張3ダム(室生ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム)や日吉</li></ul>
-1		ダムにおいて、河川管理者と協議し、特別防災操作(管理規定に定められた流量より減じた放流を行う操作)により、下流浸水被害を 軽端された
自動車事故 対策機構	地震に伴う什器転倒による人的被 害	・ 本部及び全ての主管支所・支所において、書棚等の什器を床や壁 に金具で固定するなどの転倒防止対策を実施した。
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による役職員の帰宅困難化	<ul><li>・本部及び全ての主管支所・支所において、帰宅困難役職員の発生、電気、ガス、水道等インフラ停止に備え、非常用特出セット、非常含セット 4年などの防災用品の備蓋を行った。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信イ	
	ンフラ機能不全による役職員の安否確認因難	た。また、同サービスの円滑な実施に向けて同サービスを実際に使用する訓練を組織的に実施した。
海上災害防	首都圏のライフラインの途絶	・ 被災時に備えた災害対応備蓄品等の見直しを実施。
ドイン	ライフライン途絶等に伴う事務所 機能の喪失	<ul><li>被災時における代替事務所として、地方事務所への移転について 検討。業務総続のために必要な整備として、移転予定事務所に所要 の設備を整備。</li></ul>
	負傷等による職員の減員	<ul><li>・ 災害発生時における優先継続業務と一般業務を区分し、優先継続 業務の実施に必要な最少人員体制を整理。</li></ul>
	全国各地の資機材基地等の損失	<ul><li>・ 各基地のバックアップ体制の確保の観点から、広域防災拠点を追加整備。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	· 携帯パソコンの配付により、自宅における継続業務が可能な体制 を確保。
都市再生機構	地震、津波等の大規模災害に伴う事 業所の損壊等による機能不全	<ul> <li>本社ビル(横浜)が被災し、機能不全となった場合、災害対策本 部等本社機能を新宿、干葉に所在する支社等において代替できるよう、マニュアルを整備している。</li> </ul>
	地震、津波等による法人の所有する サーバの機能不全による業務総続 の田軸ル	<ul><li>サーバの機能不全によりデータ等が失われ業務総続に支障を来す場合に備え、複数のデータセンターにおいてバックアップを体制を 地窓」アハス</li></ul>
	か四雑に 地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	市来でいている。 - 原来では死職の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄している。

# */ */	対象とした自然災害等の外部要因	等人 的自發的 的现在分词
Ĭ	に起因するリスク	
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認困難	・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、携帯電話におけるメールでのやりとり、携帯電話会社が運営する災害伝言サービスの使用を導入することとし、職員へ周知を行っている。
	地震等大規模災害発生時、通信インフラの回線制限に伴う支社等との連絡制限に伴う支社等との連絡的難	書時に有効な通信手段とされている 置している。
	大規模災害全般について	<ul><li>・本社組織において、災害対策規程に基づく防災実施計画を策定し、 災害発生時における役職員の行動マニュアル等を定め、周知を行っている。</li></ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	· 新型インフルエンザ等の発生に備えた業務総続計画(BCP)の 策定している。
	自然災害等によるニュータウン事 業区域の施設等の破損等	<ul><li>・気象の注意報・警報発令の際の事業区域の現場巡回や災害等発生時の緊急連絡体制を構築している。また、災害等発生時の応急処置資機材の備蓄、緊急工事業者の設置と連絡体制等の整備を行っている。</li></ul>
	余震等による被災建築物の倒壊、部 材の落下等から生じる二次災害	<ul><li>・ 在記二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定士を 養成し、災害の発生した自治体へこれらの技術者を派遣している。</li></ul>
	大規模な地震又は大雨等により、宅 地が大規模かつ広範囲に被災した 場合の二次災害	・ 左記二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士を養成し、 災害の発生した自治体へこれらの技術者を派遣している。
	津波に伴う人的・物的被害	<ul><li>津波発生時の遊離場所として、UR賃貸住宅の廊下又は暗段等の 共用部分(屋上等の立入り制限場所を除く。)を、周辺住民が使用 することができるよう、自治体と協定を締結(H24.8 現在 13 市・ 69 団地で締結)した。</li></ul>
	地震等の大規模災害時の住宅不足	<ul><li>・ 地震等の大規模災害が発生した際、地方公共団体の要請に応じて UR賃貸住宅を提供する協定を締結(2県・1市で締結)した。</li></ul>
	地震発生時の玄関扉開閉不良によ る避難不可	<ul><li>・東日本大震災の被害で多かった「玄関扉開閉不良」の対策として、 地震発生時の開閉性能を確保するため、UR賃貸住宅において対震 丁番への取替を平成24年度から順次実施。</li></ul>
	地震等での液状化によるライフラ イン不通	<ul><li>液状化による地盤沈下が発生し、給排水管の破断を防ぐため、今後の工事に併せて、接続部分のフレキシブル管や可とう総手の採用の標準化を検討している。</li></ul>
	大規模災害発生時における災害対 応マニュアルの整備	<ul><li>東日本大震災を受けて応急補修方法、お客様への情報提供方法等の初動対応に関するマニュアルを平成24年度より順次整備。</li></ul>
	大規模災害発生時における復旧工 事の遅延	・ 東日本大震災における応急復旧での資材・人員等不足の経験を踏まえ、小規模修繕工事業者の適定において、「災害時に備えた取組み」として災害時の緊急対応工具等の確保及び広域連携による補完体制といった提案を受け付け評価するとともに、当款提案を仕様書の一部とした。
	大規模災害発生時における被害情 報の把握困難	<ul><li>大規模災害時の発生時の被害状況把握を目的として、団地自治会 と災害時通報協定を締結した。</li></ul>
日本高速道路保有·債務返済機構	地震等の大規模災害に伴う東京本 部の損壊等による機能不全	<ul> <li>首都圏での大規模地震等により東京本部が機能不全となった場合を想定して、東京本部の機能を関西業務部において代替できるよう防災業務要領、防災業務の手引きを整備(平成21年4月)。また、出納業務の円滑かつ適切な推進を図るため、非常時の支払に関する事務処理要領を整備(平成21年2月)。</li> </ul>
	地震等の大規模災害に伴う法人の 所有するサーバの機能不全による 業務総続の困難化	<ul> <li>関西業務部にファイルサーバを導入し(平成23年10月)、東京本部のバックアップデータを定期的に関西業務部に配送して保存する体制を構築し、情報システムのバックアップ体制を強化。</li> </ul>
	地震等の大規模災害に伴う公共交 通機能麻痺による職員の帰宅困難 化	<ul><li>・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品を備蓄。</li></ul>
. ——	地震等の大規模災害に伴う通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul><li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、携帯電話会社が運営する災害伝言サービスを利用することとしており、定期的に安否登録訓練を実施。</li></ul>

取扱い等について定めている。 (3) 出張時又は外出時に自然災害が発生した場人の生命の安全確認、安否場と、多な機構への安否連絡等について定めている。 1 最初策本部の執行体制として以下の対容にる。 2 最終機への安否連絡等について定めている。 2 がこれを報告について定めている。 3 最深症の流行への対応 事業機続に支障を来す恐れのある感染力や毒の流行への対応方法について定めている。(1) 平時の対応として感染症の流行に関する情報の正式を表別な例) 3 成果素的容例) 4 政府の動のに関する情報収集 5 成業を通行行う。 (主な業務内容例) 5 成染症に関する情報(2) で表機関等を通じた感染症に関する情報。 (2) 感染症の流行の恐れがある場合の対応として影楽症の対応として影響性の流行の恐れがある場合の対応として影響性の流行の恐れがある場合の対応として影響性の流行の恐れがある場合の対応として影響性のには、ただちに、感染症に関する情報。 5 成果症に関する情報。	難化 正力攻撃事態及び緊急対処事態に ・ おける関係機関との連携強化 ・ おける関係機関との連携強化 ・ お人の役職員や法人施設の利用者 ・ 等の人命・身体・施設・設備等の資産の損失・被害 産の損失・被害 たり業務総続の困難化 ・ で は またん の業務総続の困難化 ・ で は またん の ま な ま に は い ま に は い ま に は い ま に は い ま に は は に は に は に は に は に は に は に は に は	・ つの特 を 原の 一般	・ 高速道路会社と連携して、首都圏直下型地震、京阪神 地震等の大規模災害に伴う関係機 震等をそれぞれ想定した防災訓練を頻繁に実施。 ・ 高速道路会社に要員を派遣して情報収集を行うなどの 練を実施。	地震等の大規模災害に伴う執務室 ・ 執務室内の書棚やロッカー等を調査し、転倒の恐れの備品の転倒による人的被害 転倒防止対策を実施。	・ 通信インフラの回線制限時にも便用可能な中央防災無条地震等の大規模災害に伴う通信イ 帯電話を配備。 ンフラの回線制限に伴う連絡困難 ・ 大規模災害に備え、定期的に高速道路会社に職員を派消速等を発出。	法人名   対象とした自然災害等の外部要因   法人の自発的な取組の内容   に起因するリスク	(1) 単語市公司等 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク 地震等の大規模災害に伴う通信インフラの回線制限に伴う連絡困難 地震等の大規模災害に伴う執務室 備品の転倒による人的被害 がンデェックに伴う業務総続の困難化 がンデェックに伴う業務総続の困難化 がとがませる が大の役職員や法人施設の利用者 等の人会事を及び緊急対処事態に おける関係機関との連携強化 法人の役職員を法人施設の利用者 等の人会。 法人の役職員を法人施設の利用者 等の人会。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人の資金。 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、 法人、	(V)
--	--	---------------	--	---	--	---	---	---	---

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
		等)、権限委任、設置事由、設置場所、役職員の行動要領
		4 優先業務
		(1) 自然災害等の被害により、人的又は物的な経営資源が限られ
		る中にあっては、全ての業務を行うことは困難となるため、特
		に継続実施が不可欠である業務及び復旧優先順位をあらかじ
		め定めている。
		(2)各優先業務については、法定手続期限日や契約履行期限日ま
		での時間などを目標復旧時間とし、目標復旧時間までに業務の
		復旧又は別の手段による業務の継続を行うための手順、権限委
		任体制等を記載した業務継続マニュアルを作成している。
		5 支店における事業継続のための取組
		(1) 支店における事業継続のための取組については本規程の基本
		方針に基づいて行うこととしている。
		(2) 支店は大規模災害対応マニュアルを定めている。
		(3) 対策本部の設置や優先業務について定めている。
		6 訓練及び事業総続計画の見直し
		· 自然災害等の発生時における実働体制を平時から想定させる
		とともに、設備の機能や防災用品等を周知させることなどを目
		的とした訓練を実施している。
		· PDCAサイクルによる計画の見直しを行っている。
		<ul><li>・ 自然災害等のリスクへの物的備え(防災関係用品、食料、医療品</li></ul>
		等)を行っている。

府省名:環境省

如	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
環境研	原子力事故発生に伴い新たに追加	
	した研究課題遂行の為の人的二次 被害	開始したことから、これらの研究の実施規程及び研究に従事者に対する健康被害防止マニュアルの整備や防護服等の配布を行った。
	地震等災害発生時における事故	<ul><li>・ 災害発生時の対応策の一環として、各人用ヘルメット配布、各建物毎に担架の配備を行った。</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員等の帰宅困難化	<ul><li>・ 帰宅困難職員等の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄を行った</li></ul>
	地震発生時における公共交通機能	・帰字田難聯昌の発生により必要な各備品を貯蔵する備蓄倉庫を設
	麻痺による職員等の帰宅困難化	ı
	地震等大規模災害発生後の通信イ	・ 通常使用している館内放送設備を、震災により電力供給が停止し
	ンフラ機能不全による情報発信機	た後でも非常用放送として一時的に使用できるように、改修を進め
	能の低下	ている。
	地震発生に伴う二次災害	・ 地震の発生に伴い倒伏の恐れのある樹木の確認を行い、必要に応じ伐採している。
	地震等災害発生時における事故	<ul><li>・ 無災等災害時の避難誘導がスムーズに出来るように、各様に分かりやすい避難誘導図の掲示を進めている。</li></ul>
	停電発生に伴う実験設備の停止に	・ 電力供給設備の二系統化や非常用バックアップ電源に切り替える
		システムを導入している。
環境再生保	地震発生時における公共交通機能	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、
全機構	麻痺による職員の帰宅困難化	非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄をしている。
	半部 第二 トム 南部 ジュトス 伊津	・ 業務データについて、外部保管が物理的に可能なものについて外
	場原中にやる 声報 ノベン みの校司 1	部保管を開始した。外部保管が物理的に不可能なものについては、
	-	对策を検討中。
	地震等による情報システムの被害	・ ホームページについて、運営を外部委託して耐震性の高いデータ
	2	センターで運用している。
	F	・ 情報システム機器の安全な停止のため、自動停止の仕組みを実装
	可風帯による信電への対応	し、併せて手動停止の手順を整備した。

府省名:原子力規制委員会

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
原子力安全基盤機構	地震発生時における公共交通機能 麻痺による職員の帰宅困難化	<ul><li>・帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、 非常用食糧、毛布、簡易トイレ等の防災用品の備蓄数や備蓄場所を 見直した。</li></ul>
	地震等大規模災害発生時の通信インフラ機能不全による職員の安否確認因難	<ul> <li>・ 外出している職員や在宅時に発生した際の安否確認のため、携帯電話会社が運営する災害伝言サービスの利用方法を規程に盛り込み、職員へ周知を行った。</li> <li>・ 安否確認システムを導入し、同サービスを実際に使用する訓練を実施した。</li> </ul>
	首都圏における大規模地震等の発生による原子力事故対応の困難化	<ul> <li>原子力事故への対応のため、緊急時対応職員を当機構の近傍に宿直させている。</li> <li>原子分類を引きるのプラントデータの伝送を24時間体制で常時監視している。</li> <li>業務総続に必要な非常用電源を設置している。</li> </ul>
	パンデミックに伴う業務総続の困 難化	<ul> <li>新型インフルエンザ等の流行により、外務省の渡航規制の対象となる国が発表された場合、職員の当該対象国への出張は禁止している。</li> <li>また、当該対象国に出張中の職員が帰国したときは、当該新型インルエンザ等の潜伏期間とされる日数について、出勤停止(特別状限)を要請することにしている。</li> </ul>

府省名:防衛省

法人の自発的な取組の内容	<ul><li>・ 大規模地震の発生時に、役職員等の安全確保に努めつつ、業務の総続性を確保するため、平成 24 年3月に業務総続計画を整備した。</li></ul>
対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	大規模地震の発生に伴う業務総続 の困難化
法人名	駐留軍等労働者労務管理 地格

# 府省名:法務省

法人名	対象とした自然災害等の外部要因 に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
日本司法支 辉4ツター	地震に伴う業務継続の困難化	<ul><li>・ 大規模震災が発生した場合の業務総続計画を作成した。</li></ul>
Š,	地震・津波等による人的・物的損害	<ul><li>・ 全国地方事務所の地震・津波等からの危険性の度合いを調査し、 事務所移転を含めて検討することとした。</li></ul>

#### 参考資料

#### 独立行政法人等の評価結果一覧 (平成23年度業務実績に対する評価)

参考資料

		総合評価	業務運営の 効率化	国民に対して提供する サービスその他の業 務の質の向上	予算、収支計画 及び資金計画 (財務内容の改善)	短期 借入金の 限度額	不要財産 の処分	重要な 資産の 処分等	剰余金の 使途	その他 業務運営に 関する事項
内 閣 府	国立公文書館 国民生活センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A×6 A×5	A×60 A×51	A A	-	- A	-	-	A×3 A×3
Ath 7th do	北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構	記述式のため省略記述式のため省略	A×6 A×5, B×1	A×26 A+×1, A×5	A A	A	-	A	-	A×2 A×7
総務省	情報通信研究機構統計センター	記述式のため省略 記述式のため省略	B AA×2,A×2	AA×6, A×12 AA×7, A×15, B×2	A×2	- '		-	-	A A×3
	平和祈念事業特別基金 郵便貯金·簡易生命保険管理機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×3、B×1 A×3	AA×1, A×4 AA×1, A×6	A	-   A	L -	l	-	A×3,B×1,C× A×5
外 務 省	国際協力機構 国際交流基金	記述式のため省略 記述式のため省略	/\×1, \(\pi\x\)1 \(\pi\x\)1, \(\righta\x\)2	D×7, /\×4	/\			- ^	-	1×1,/1×3
財務省	· 酒類総合研究所 造幣局	記述式のため省略記述式のため省略	A A	A A	A A	0	-	0	0	A A×4
	国立印刷局	記述式のため省略	A	A	A B		-	0	-	A×4
	日本万国博覧会記念機構 農林漁業信用基金	記述式のため省略記述式のため省略	A A	A	A×1,B×1	-	-	-	-	A B
	奄美群島振興開発基金 住宅金融支援機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A B	A B	C B	- 0	-	0	-	B B
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A B	A A	- A	-	A -	- A	A A
	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	-	-	A	A
	国立科学博物館	記述式のため省略	A	A	A	-	-	-	-	A
	物質·材料研究機構 防災科学技術研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A	A A	-	A -		A	A×4
	放射線医学総合研究所 国立美術館	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	S A	A	-	-	-	A -	A -
	国立文化財機構教員研修センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	-	-	-	- A
	科学技術振興機構 日本学術振興会	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	-	Α _	Α _	A A×1
	理化学研究所	記述式のため省略	A	S	A	-	<u> </u>	Α	A	A
	宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	-	- A	Α	A
	日本芸術文化振興会 日本学生支援機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	- A	- A	- A	-	A
	海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A A	A A	A A	-	-	- A	-	A A
	大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター	記述式のため省略記述式のため省略	A A	A	A	-	-		A	A
	日本原子力研究開発機構	記述式のため省略	A	A	A				-	A×2,B×1
厚生労働省	日本私立学校振興·共済事業団(助成業務) 国立健康·栄養研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	A A×5, B×1	A S×1,A×11	A	A×1.			-	A B
	労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×3 S×1, A×3, B×1	S×1, A×10, B×1 A×5, B×2	A×2, B×1	A×1.	B×1	١		A×1,B×1 A×2
	高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構	記述式のため省略 記述式のため省略	S S×1,A×3	S×5, A×12 S×3, A×5, B×2			Α			A
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A×5 A	A×9, B×1 S×3, A×9, B×1		,	Α			A×2 A×1,B×1
	雇用·能力開発機構	記述式のため省略	S×1,A×2	S×1,A×9,B×3			Α			Α
	労働者健康福祉機構 国立病院機構	記述式のため省略 記述式のため省略	A S×1,A×3	S×5, A×6, B×1 S×4, A×3	A S		E			A
	医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所	記述式のため省略 記述式のため省略	S×1, A×3 A×2	S×1, A×11 S×4, A×8, B×1			A B			A
	年金·健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用独立行政法人	記述式のため省略 記述式のため省略	S×2,A×1 A×2	S×2, A×3 A×2			A			S×1,A×3 S×1,A×6
	国立がん研究センター 国立循環器病研究センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A×3 A×3	S×2, A×7 S×4, A×5			A A			A
	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター	記述式のため省略記述式のため省略	A×2, B×1 A×2, B×1	S×3, A×6 S×4, A×7			B B			A
	国立成育医療研究センター	記述式のため省略	A×2、B×1	S×3,A×6		,	Α			Α
農林水産省	国立長寿医療研究センター 一農林水産消費安全技術センター	記述式のため省略	S×1,A×2	S×2、A×7	Α		A A	_	_	A
	種苗管理センター 家畜改良センター	A	A A	A	A A	-	_ A	A	-	A A
	水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構	A	A A	A A	A	-	-	-	-	A A
	農業生物資源研究所 農業環境技術研究所	A	A A	A A	A A	-	-	-	=	A
	国際農林水産業研究センター	A	A	A	A		<u> </u>	-	-	A
	森林総合研究所 水産総合研究センター	A A	A A	A A	A A	A -	A	A	-	A A
	農畜産業振興機構農業者年金基金	A	A A	A A	A A×2	- A	A -		-	A A
経済産業省	農林漁業信用基金 経済産業研究所	A	A A	A A×2	A×1,B×1	A -	-	-	-	A×2
	工業所有権情報·研修館 日本貿易保険	A	A A	A×2, B×1 AA×2, A×3	B A	-	-	-	-	-
	産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構	A	A A	A×4 AA×2, A×2	B B	-	-	-	-	- A
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	A	A	A×3	A	-	-	-	-	
	日本貿易振興機構 情報処理推進機構	A	B A	AA×1, A×2 A×2, B×1	B B	-	=	=	-	В -
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構	A	B AA	A×3, B×1 AA×1, A×2, B×1	B A	-	-	-	-	
国土交通省	土木研究所 建築研究所	A	A×2 A×2	S×3, A×7 S×3, A×7			À			A×2 A×2
	交通安全環境研究所 海上技術安全研究所	A A	A×3 A	S×4, A×8 S×3, A×3	A			L	_	A
	港湾空港技術研究所	A	S×1,A×3	S×6,A×6	A		<u> </u>	I	-	Α
	電子航法研究所 航海訓練所	A	A×2 A×3	S×3, A×5 S×3, A×14	A A×2	-	-		-	A S×1,A×3
	海技教育機構 航空大学校	A A	A×3 S×1,A×7	S×3, A×12 A×9, B×1, C×1	A×2 A×3	-	-	- A	-	S×1,A×4 A×3
	自動車検査独立行政法人 鉄道建設·運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構	A A A	A×7 A×5 A×9	S×5, A×17, B×1 S×6, A×18 S×1, A×6	A S×1, A×3 B	- A -	-	-	-	A×2 A -
	水資源機構 自動車事故対策機構	A A	A×3 S×2, A×9	S×2, A×9 S×3, A×17	A		A   -			A A×2
	空港周辺整備機構 海上災害防止センター	A	A×4 A×8	A×16, B×2 S×2, A×9	A	-	-		-	A×1,B×1 A×5
	都市再生機構 奄美群島振興開発基金	A	S×2, A×2 S×1, A×1	S×3, A×10, B×1 S×2, A×4	A A×1, B×2, C×1	- A	-	-	-	A×1,B×1
	日本高速道路保有·債務返済機構 住宅金融支援機構	A	S×4, A×11 S×2, A×5	S×4, A×14 S×2, A×15	S×1, A×2 S×1, A×5	-	-	- A	-	A×4 A×2
環境省	国立環境研究所	A	A	A	A			- -	-	Α
	環境再生保全機構 原子力安全基盤機構	A B	A B	A A×2,B×3	A B	A -	-	A -	-	A -
防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構 日本司法支援センター	記述式のため省略 記述式のため省略	A×5 A×3, B <sup>+</sup> ×1, B×5	A×7 A×16, B <sup>+</sup> ×5, B×1	A A×2, B <sup>+</sup> ×2, B×3	-	A -	-	-	A × 2 A × 13, B <sup>+</sup> × 4, B × 3
	立行政法人等の平成23年度の業務実績に対するR									,,,,,,,,

技術 省旧本司法交接センター
 記述式のため省略 A×3, B\*X1, B×5 A×16, B\*×5, B×1
 (注) 1. 独立「行政法人等の平成23年度の業務実績に対する府省評価委員会の評定結果を取りまとめた。
 2. 大項目そのものに評価がない場合、それに関連するより下位の項目に対して付された評定及びその個数を記載。
 3. 総合評価が記述式で評定が存在しない場合、「記述式のため省略」と記載。
 4. 評価項目がない等の場合には、「一上記載。
 5. 原子力安全基盤機構の平成23年度の業務実績に対する評価は、経済産業省独立行政法人評価委員会において行われている。

大と

### 国立大学法人評価委員会

 政 委 第 号

 平成 25 年 月 日

国立大学法人評価委員会 委員長 北山 禎介殿

政策評価·独立行政法人評価委員会 委員長 岡 素 之

平成23年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、貴委員会から平成24年11月7日付けをもって通知のあった「平成23年度に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

#### 平成23年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)

平成23年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

・ 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)なども参考に公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまでも評価を行っているが、複数の法人において公的研究費の不正使用が発覚していることを踏まえ、当委員会においても、平成 22 年度業務実績の評価において、各法人における公的研究費の不正使用を防止するための取組について、その有効性の観点から評価を行い、引き続き必要な改善を促すべきと意見したところである。

しかしながら、貴委員会の平成23年度評価結果においては、不正使用が公表されている複数の法人について課題があると指摘している一方で、法人の具体的な取組方策について言及していないものが多いことから、今後の評価に当たっては、各法人の実情に合わせて、例外なく第三者に検収を実施させることや、より実効性の高い内部監査を実施することなど、不正防止のための具体的な取組方策についてより一層厳格な評価を実施し、引き続き各法人における必要な改善を促すべきである。

・ 保有資産については、当委員会の平成21年度業務実績の評価において、各法 人における資産の保有の必要性及び有効活用についての不断の見直しや、不要 とされた資産の処分に向けた取組等を促すとともに、その見直しや進捗の適切 性が国民に明らかになるような評価を行うべきと意見したところである。

貴委員会の評価結果をみると、平成22年度及び23年度に会計検査院から指

摘を受けた19法人については、各法人が策定した土地・建物の有効活用等に係る計画の実施を促す評価をしているものの、これらの法人における具体的な有効活用等の実績について言及されておらず、見直しや進捗の適切性が明らかになっているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、各法人の取組を促す観点から、引き続き各法人に おける有効活用等の取組状況について評価し、その結果を明らかにするべきで ある。

・ 教員等個人に対して寄附された寄附金については、各法人における寄附金の 取扱いを定めた規則等により、法人に寄附しなければならないこととされてい る。

貴委員会の評価結果をみると、平成23年度に会計検査院から教員等個人宛て 寄附金を法人へ寄附しない不適切な処理が行われていたとの指摘を受けた3法 人については課題があると評価しているものの、24年度においても、他の19法 人が会計検査院から同様の指摘を受けたところである。

今後の評価に当たっては、再発防止を図るため、各法人の教員等に対する規 則の遵守などコンプライアンスの徹底に向けた取組状況について評価を行うべ きである。

・ 随意契約の適正化の一層の推進については、貴委員会において、平成 18 年度 以降に各法人が作成した随意契約見直し計画が 21 年度までに達成されているこ とを確認しているところであるが、24 年度における会計検査院からの指摘があ ったことも踏まえ、24 年度業務実績の評価に当たっては、各法人の状況に応じ たより一層の一般競争入札の拡大など、更なる競争性及び透明性のある契約へ の見直しに向けた取組状況について評価し、必要な改善を促すべきである。